

練馬区環境基本計画 (素案)

「ともに築く 循環・共生のまち ねりま」をめざして

平成 22 年 (2010 年) 8 月

練 馬 区

目次

第1章 計画の基本的事項	1
(1) 策定の目的	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 協働による計画の推進	2
(4) 計画期間	3
第2章 望ましい環境像	4
第3章 見直しの視点	5
(1) 基本構想および長期計画が示す環境政策の方向性	5
(2) 国、東京都の動向	5
第4章 区の主な環境の現状と課題	6
(1) みどり・水	6
(2) 温室効果ガス排出量	8
(3) ごみ・リサイクル	9
(4) 環境学習・環境行動	10
第5章 基本目標	12
第6章 目標の達成に向けた施策	13
第7章 重点事業	44
第8章 計画の推進	53
(1) 計画の進行管理	53
(2) 環境指標	54
資料編 用語解説	57

第1章 計画の基本的事項

(1) 策定の目的

練馬区環境基本計画は、練馬区環境基本条例（平成18年6月練馬区条例第58号）第9条に基づき、区の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

練馬区では、平成5年11月に「練馬区環境基本計画」を策定し、環境の保全に関する施策を推進してきました。その後、「練馬区環境基本条例」や、「環境都市練馬区宣言」（平成18年8月）に沿った環境保全に対する施策運営を進めるため、平成19年9月に、「練馬区環境基本計画2001-2010（改定計画）」を策定しました。

また、平成21年度には、区政運営の新たな指針である「練馬区基本構想」（以下、「基本構想」という。）と基本構想を実現する道筋である「練馬区長期計画（平成22年度～26年度）」（以下、「長期計画」という。）を策定しました。

区の環境保全に係る計画においても、長期計画を踏まえた新たな環境行政の方向性を示すとともに、増加を続ける温室効果ガスの排出削減や、区の特徴であるみどりの保全・創出などのさまざまな対応が求められています。

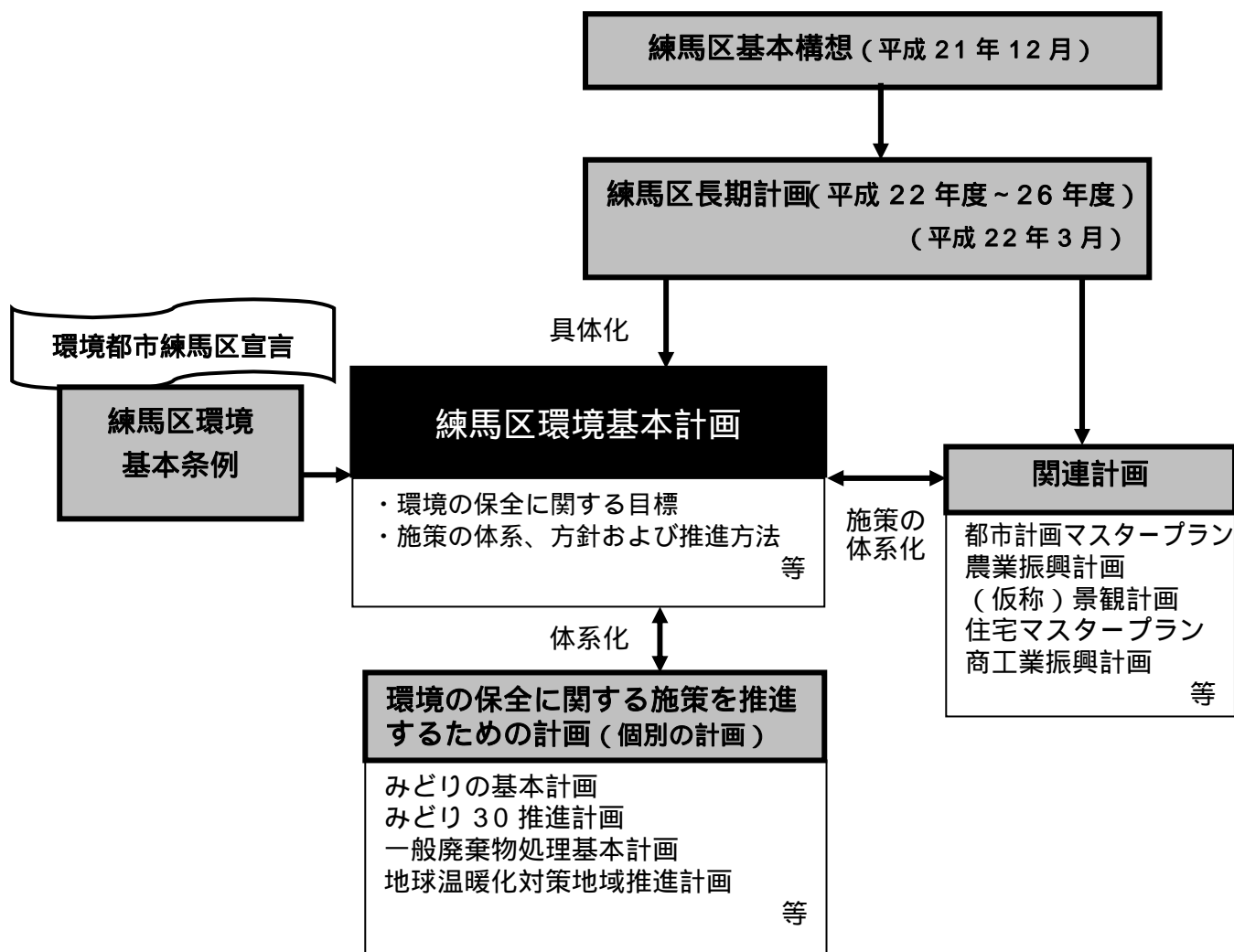
新たな「練馬区環境基本計画」（以下、「本計画」という。）は、これらの環境行政を取り巻く状況の変化や、国内外の動向を踏まえ、環境都市練馬区としてふさわしいまちづくりを進める基本的な指針と具体的な施策の展開を示すものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、長期計画に示されている環境分野に係る「政策・施策の体系」、「施策の目標と主要事業」の内容をより具体的に示し、かつ「みどりの基本計画」や「一般廃棄物処理基本計画」、「地球温暖化対策地域推進計画」などの「環境の保全に関する施策を推進するための計画」（以下、「個別の計画」という。）の体系化を担う計画です。

また、区のまちづくりの総合指針である「都市計画マスタープラン」や区の農業経営基盤強化促進基本構想である「農業振興計画」などの関連計画についても、環境関連施策の体系化を図っています。

練馬区環境基本計画の位置づけ



(3) 協働による計画の推進

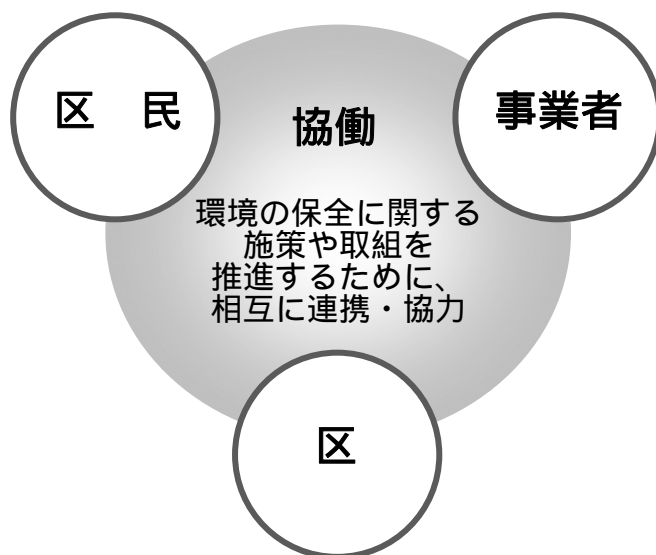
本計画の推進主体は、区民、事業者、区の三者とします。区民とは、練馬区に居住する人、区内の事務所または事業所に勤務する人、区内の学校に在学する人を含んだ概念です。

地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、各主体が自らの課題としてとらえ、行動していくことが必要です。

また、各主体の特性を活かし、役割分担をしながら、より効果的・効率的に環境保全に関する施策に取り組む必要があることから、区民、事業者、区の協働により計画を推進していきます。

各主体の役割と協働

<p>日常生活における環境配慮 環境の保全のための取組の自発的な推進 区の環境の保全に関する施策への協力</p>	<p>事業活動における環境への負荷の低減 事業活動における製品等の使用や廃棄による 環境負荷の低減措置 事業活動を通じて得た環境の保全に関する情報の提供 環境の保全のための取組の自発的な推進 区の環境の保全に関する施策への協力</p>
--	---

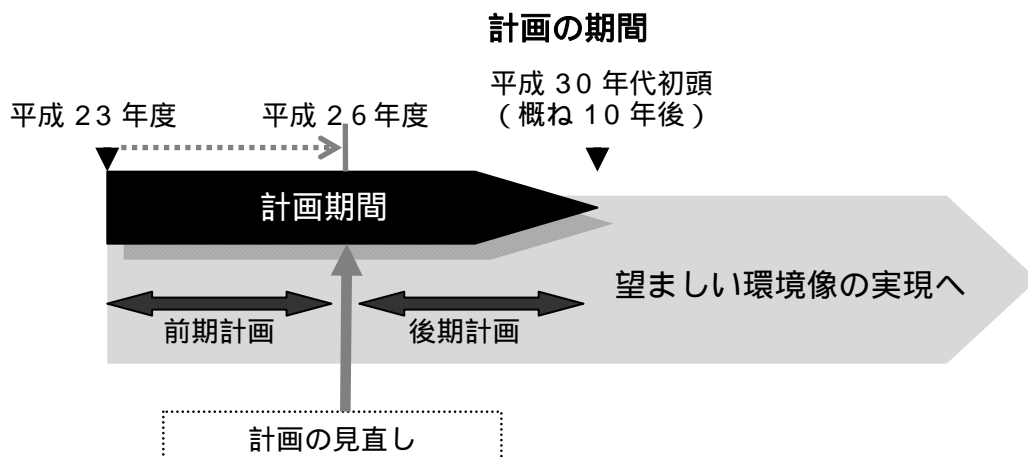


環境の保全を図るための施策の策定・実施
区民または事業者が行う自発的な環境の保全に関する活動に対する支援
区民・事業者との連携および協力体制の構築

(4) 計画期間

本計画の計画期間は、基本構想における目標年次を踏まえ、平成 23 年度から概ね 10 年後の平成 30 年代初頭までとします。このうち、長期計画の計画期間である平成 26 年度までを前期計画と位置づけ、基本施策や事業の目標を設定します。

前期計画期間終了時に、環境指標や事業等の見直しを行い、後期計画を策定します。

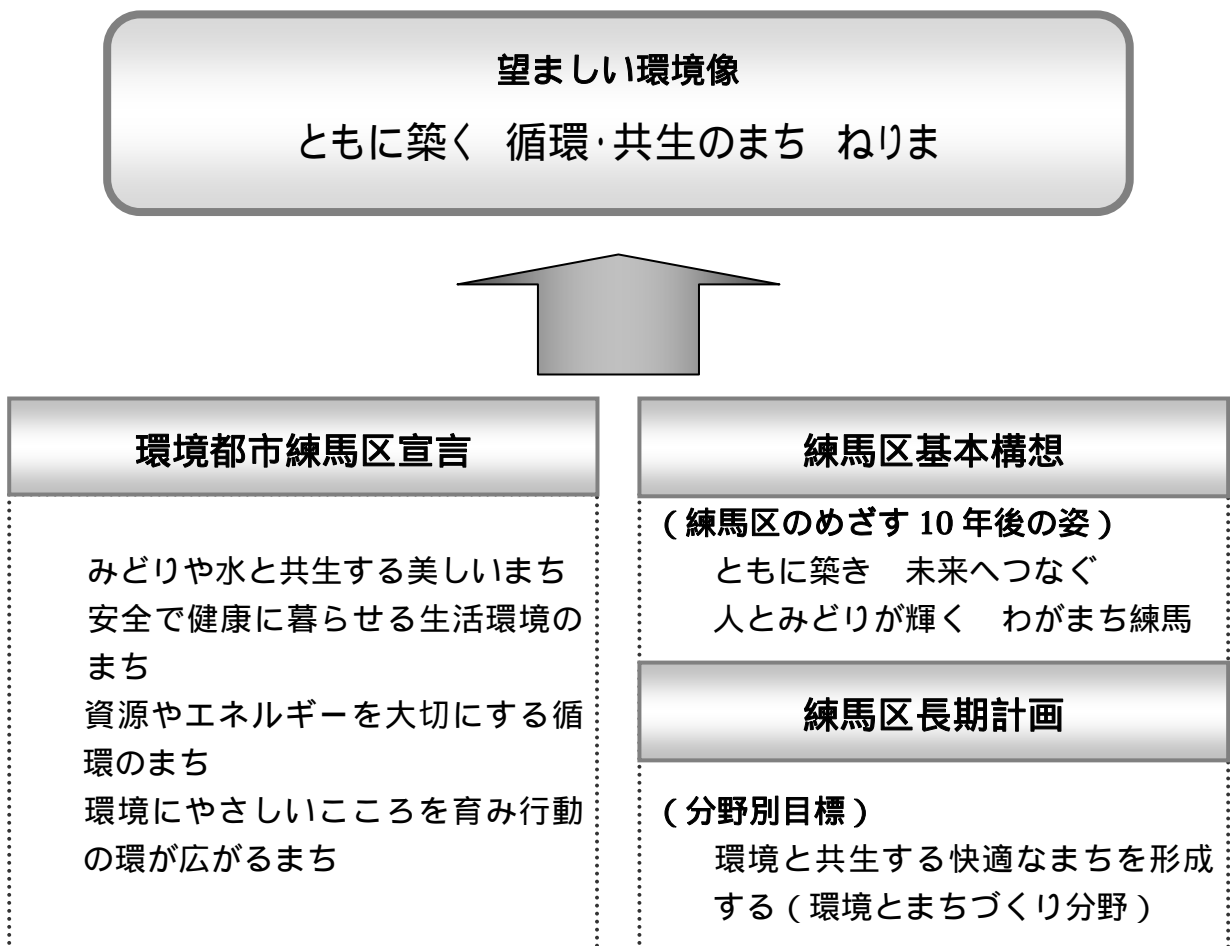


第2章 望ましい環境像

本計画では、基本構想、長期計画、環境都市練馬区宣言における区の姿や目標を踏まえ、「ともに築く 循環・共生のまち ねりま」を練馬区の「望ましい環境像」として定め、環境面からのまちづくりの推進を図ります。

基本構想では、概ね10年後の区のあるべき姿を「ともに築き 未来へつなく 人とみどりが輝く わがまち練馬」と掲げ、区政経営の基本姿勢を、「区民主体、地域コミュニティ重視のまちづくり」「区民と区との協働のまちづくり」などとしました。また、長期計画では、「環境と共生する快適なまちを形成する」を分野別目標の1つに挙げています。これらは、環境都市練馬区宣言における、練馬区に住み、働き、学び、集う全ての人々の協力によって築いていくまちの姿につながるものです。

本計画における練馬区の「望ましい環境像」



第3章 見直しの視点

(1) 基本構想および長期計画が示す環境政策の方向性

区は、平成21年12月に、概ね10年後の平成30年代初頭を目標年次とする新たな基本構想を策定しました。この基本構想の目標を実現するために、平成22年3月に策定された長期計画では、区民の参画・協働のもと、政策分野を越えて横断的に取り組む5つの「ねりま未来プロジェクト」を掲げています。

本計画では、基本構想および長期計画に示されたまちづくりの方向性を踏まえ、環境の分野における具体的な施策に取り組むこととしています。

(2) 国、東京都の動向

地球温暖化対策として、ポスト京都議定書の新たな枠組みに向けた議論・取組が世界各国で進められています。わが国では、平成21年9月、「温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減」という中期目標を示しました。

環境省では、二酸化炭素(CO₂)削減に向けた具体的な行動を提案し、その実践を広く国民に呼びかける国民運動「チャレンジ25」を新たに開始しています。また、温室効果ガスの排出を大幅に削減しながら生活の豊かさを実感できる「低炭素社会」の実現に向けた施策を展開しています。

平成20年6月に施行された「生物多様性基本法」では、地方公共団体への「生物多様性地域戦略」の策定が努力義務として規定され、平成22年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2010」においても、国と地域の連携の重要性がうたわれています。こうした中、平成22年10月の生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の国内開催を受け、地域レベルにおける生物多様性地域戦略策定への取組が進められています。

一方、東京都においては、平成19年6月に、緑あふれる東京の再生を目指し、今後取り組んでいく「緑施策」の基本的考え方や方向性などを示した「緑の東京10年プロジェクト」の基本方針を策定しました。平成20年3月には、新たな環境基本計画を策定し、世界の諸都市の“範”となる持続可能な都市モデルを発信することを目指し、10の施策の方針を掲げ、積極的に展開しています。また、平成20年6月に「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下、「東京都環境確保条例」という。)を改正し、平成22年4月から温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度を開始するなどの独自の方針を打ち出し、2020年(平成32年)までに2000年(平成12年)比で25%削減の目標達成に向けた地球温暖化対策の強化に取り組んでいます。

これを踏まえ、練馬区においても、住民に最も身近な基礎自治体として、広域的な環境問題から地域における身近な課題まで対応するため、近隣自治体、東京都、国と連携しながら施策を展開していくことが求められています。

第4章 区の主な環境の現状と課題

(1) みどり・水

【現状】

みどり

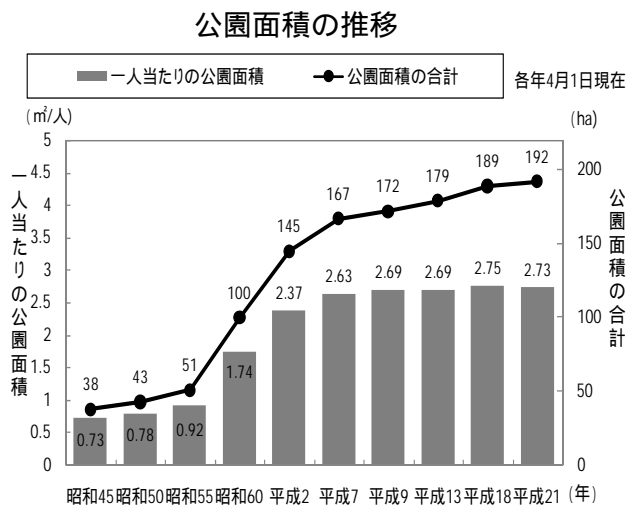
緑被率は減少傾向にありましたが、みどりの保全・創出活動を展開したことにより、平成18年度には26.1%に増加しています。

公園の数と面積は年々増加していますが、それ以上に人口が増加しているため、一人当たりの公園面積は、目標の6㎡に対し2.73㎡にとどまっています。

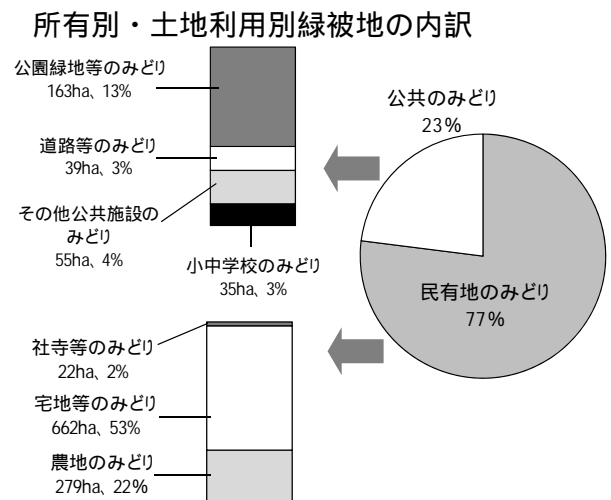
練馬区のみどりの77%は、担保性の弱い民有地のみどりであるため、所有者が土地を手放すことで、消失してしまう可能性が高いものです。

緑地の保全や緑化活動を支援し、区のみどりの保護や回復を目的とする練馬みどりの葉っぱい基金には、平成22年3月現在、約5億4,200万円が積み立てられています。

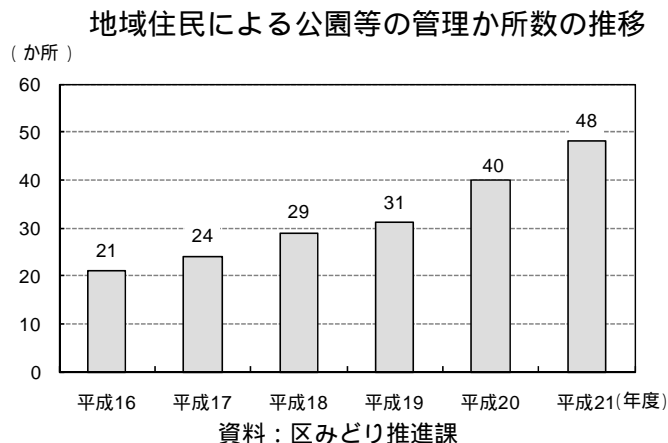
地球環境問題への関心が高まる中、みどりの保全に取り組む機会・場を求める区民や事業者のニーズが高まっています。



資料：区計画課



資料：練馬区みどりの実態調査（平成19年3月）



農地

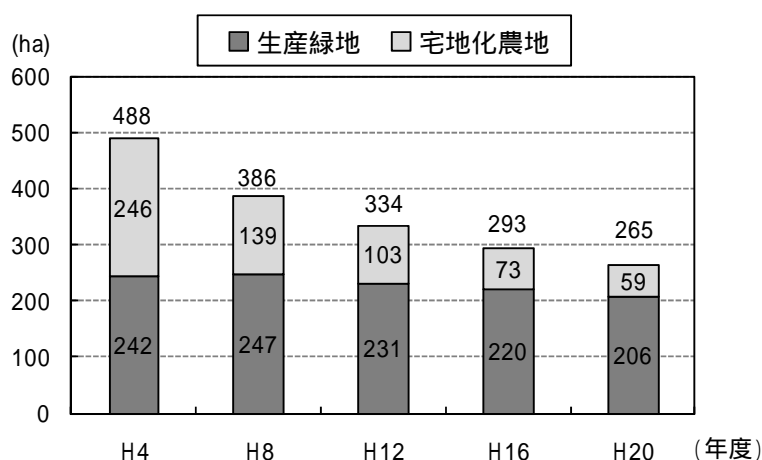
農地は、私有地のみどりの約3割を占めており、区の重要なみどりのひとつです。

練馬区の農地は、約78%が生産緑地、約22%が宅地化農地であり、相続時の高額な税負担などにより、その面積の減少が続いています。

都市農地は、生産機能だけでなく、みどりの保全やヒートアイランド現象の緩和、都市住民のレクリエーションの場などの多面的な機能が見直されています。

区では、地域交流の場として農業体験農園や区民農園の整備を進め、平成22年3月現在、農業体験農園15園、区民農園21園、市民農園6園を開設しています。

農地面積の推移



資料：区都市農業課

水辺

区内には石神井川、白子川の一級河川のほか、池や湧水地のある憩いの森などがあります。河川の水質改善により、様々な水辺の生きものが見られるようになりました。

区内で確認されている湧水は、現在53箇所あり、憩いの森等にある湧水地は、希少種のホトケドジョウやトンボ等の貴重な生息環境となっています。

しかし、近年、樹林地や農地の減少に伴い、生き物の生息環境として貴重な湧水が減少してきており、区民の「みどりや水の豊かさ」の満足度は5割程度、「生き物とのふれあい」の満足度は3割以下となっています。

【課題】

- ・ 私有地のみどりの減少を防ぐため、既存の保護制度の活用や、保全に向けた区民・事業者の活動支援を通じた私有のみどりの継続的な創出が必要です。
- ・ 区民のみどりを愛し、はぐくむ活動を広げるため、区民のニーズに対応した、情報提供や活動の場の提供が必要です。

(2) 温室効果ガス排出量

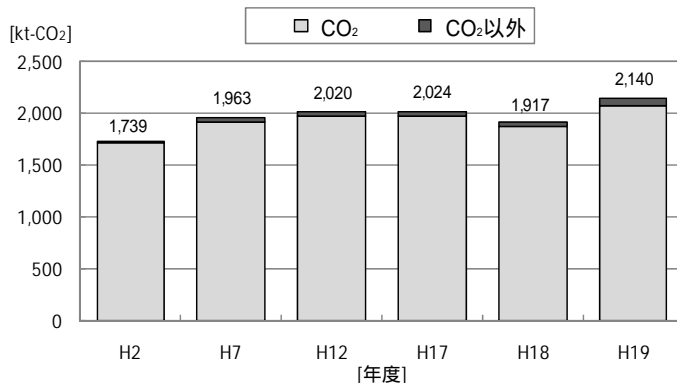
【現状】

練馬区

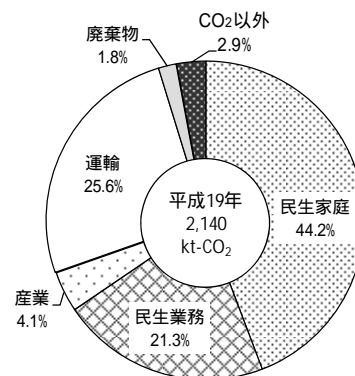
区内の温室効果ガス排出量は、平成2年度の約173万9千tから、平成19年度には約214万tに増加しています。平成18年度と比較して11.6%増となりました。これは、新潟県中越沖地震による柏崎原子力発電所の停止の影響を受け、火力発電による発電量の割合が大きかったことや、民生業務部門における床面積あたりエネルギー消費量原単位の増加などによります。

平成19年度の温室効果ガスの排出内訳は、家庭部門が44.2%と最も多く、家庭部門および業務部門は今後も排出量が増加すると予測されています。

練馬区における温室効果ガス排出量の推移



練馬区における部門別温室効果ガス排出量



資料：「特別区の温室効果ガス排出量（1990年度～2007年度）」

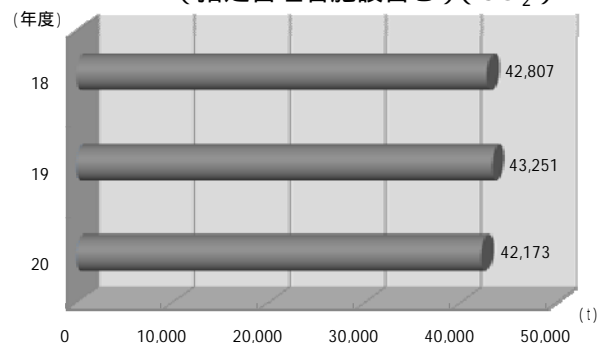
（オール62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）

練馬区役所

区では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガス抑制を目標とした「練馬区地球温暖化対策プラン」を平成19年3月に作成し、率先して温暖化防止に取り組んでいます。平成20年度における区の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は42,173tで、平成18年度から約1.5%減少しました。

区の事務事業に伴う温室効果ガス排出量

（指定管理者施設含む）（CO₂）



【課題】

- ・ 区内の温室効果ガス排出削減の取組の継続とともに、民生部門対策として、区民一人ひとりの取組や、事業者の取組促進に向けた支援等が特に必要です。
- ・ 区の事務事業における環境配慮は着実に進んでいますが、法令や新たな温室効果ガス排出抑制のためのプランに基づき、区役所における継続的な取組が必要です。

(3) ごみ・リサイクル

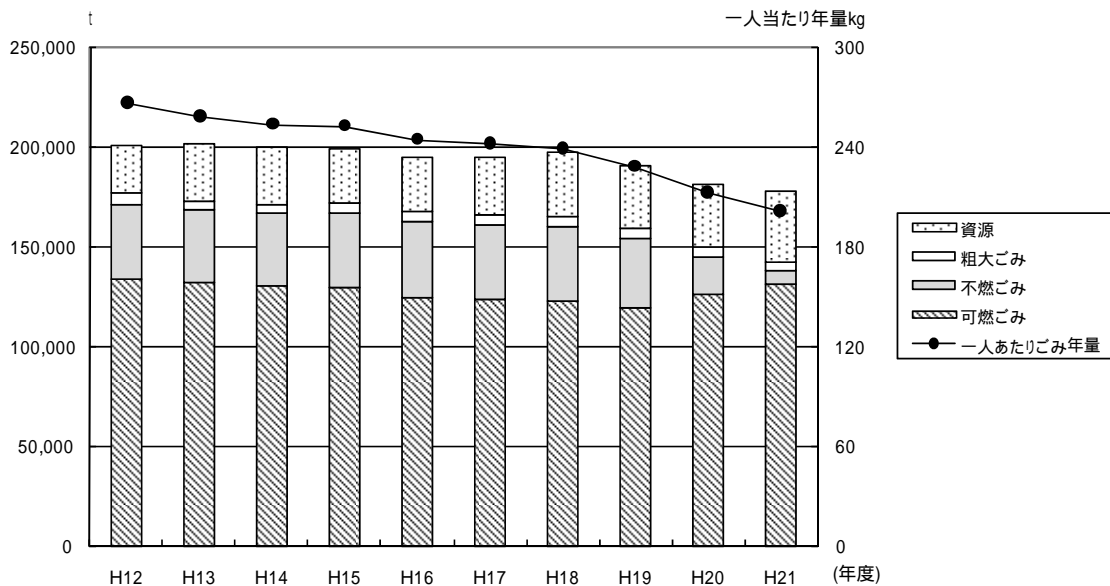
【現状】

平成 12 年度から平成 21 年度にかけて、区収集のごみ総量は約 20%、34,090 t 減少しています（一人当たりごみ排出量は約 25%、64.9kg 減少）。また、平成 20 年 10 月から容器包装プラスチックを資源回収したことにより、不燃ごみの量が 12 年度比で約 81.5%、30,188 t も減少しました。

区では、区民の自主的な活動による集団回収を支援しつつ、集積所回収で古紙と容器包装プラスチックを、街区路線回収で飲食用びん・缶、ペットボトルを、拠点回収で古布、乾電池、廃食用油、紙パックを、販売店回収で紙パック、ペットボトル、乾電池の資源を回収しています。

区民等の要望を踏まえ、回収する資源品目の種類を増加させてきましたが、平成 21 年度の資源・ごみの排出実態調査では、可燃ごみの中に資源化が可能な物が 18.5% 混入されていました。

区が収集したごみ種別量、資源等の推移



資料：区清掃管理課

【課題】

- ・周知活動や環境教育の継続により、ごみになるようなものの使用抑制や、資源になるものをごみではなく、資源としてリサイクルするライフスタイルへの転換を促すことが必要です。
- ・可燃ごみ、不燃ごみには、資源化が可能なものがそれぞれ 18.5%、23.7% 混入しているため、分別の徹底など、排出指導をより一層進めていく必要があります。

(4) 環境学習・環境行動

【現状】

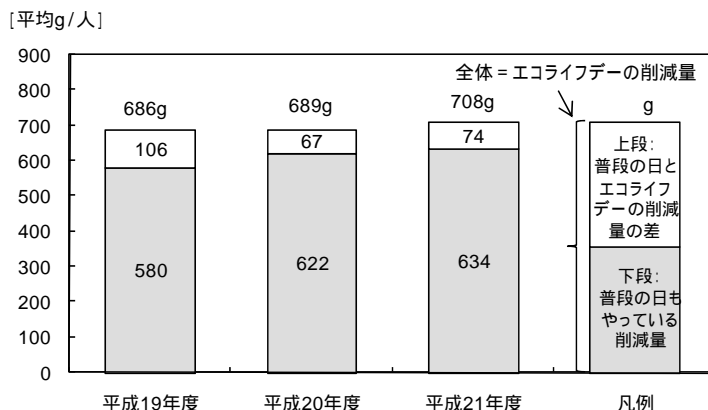
区民

多くの区民が、個人でまたは団体として、学校や地域での環境保全に関する普及啓発・情報提供等の活動を活発に行っています。

練馬区、東京都、環境省が、それぞれ環境の保全のための活動を地域で担う人材を委嘱・登録するねりまエコ・アドバイザー、緑化協力員、東京都環境学習リーダー、環境カウンセラーなどの制度を有しており、これらの制度の活用、あるいは自主的に区民や区民団体がさまざまな活動を展開しています。

区では、環境学習・環境教育のための講演会、講座、イベントの開催など、環境学習事業を実施しています。平成21年度のエコライフチェック事業には、目標(26,000人)を超える29,056人の参加がありました。普段の日のエコライフ行動の実行による二酸化炭素(CO₂)削減量も増加してきていることから、日常生活における環境配慮行動が定着してきていると見られます。

エコライフチェック事業(固定10項目の取組)
一人あたりのCO₂削減効果(目安)



事業者

事業者における環境改善行動として、資源物のリサイクル化、電気・ガス・水等の節減、事業所内の室温管理が進められています。事業所建物の省エネ改修、自然エネルギーや雨水の利用、グリーン電力証書の購入に対する関心も高くなっています。

また、CSR (Corporate Social Responsibility = 企業の社会的責任) 活動などにおいて、自らの事業に関係したさまざまな環境学習・環境教育の取組を行う事業者が増えています。事業者団体や商店街なども、環境セミナー、ノーレジ袋運動、打ち水大作戦などに取り組んでいます。

学校

小中学校では、理科や社会などの各教科において、環境に関する項目が含まれており、児童・生徒が環境問題について基礎的な事項を学んでいます。また、「総合的な学習の時間」において、多くの学校・クラスで環境をテーマとする独自の授業が行われています。この他にも、クラブ活動などの課外活動や生徒会活動において、環境学習・環境教育の取組を行っている学校も数多くあります。最近、学校に設置されたビオトープ、みどりのカーテン（壁面緑化）、校庭の芝生、屋上緑化、太陽光発電設備などを環境教育に利用する例も多く見られます。

また、学校だけでなく、幼稚園、保育園、児童館、学童クラブなどでも、環境教育の取組を行っているところが増えています。

相互の協働

区では、自ら環境学習事業を実施するとともに、区民や事業者が行う環境学習・環境教育に関する活動を育成・支援しています。

日常生活に起因する温室効果ガス排出抑制のため、区民・事業者・関係機関の活力により、継続的な温暖化対策事業を展開していく組織として練馬区地球温暖化対策地域協議会（以下、「地域協議会」という。）が、平成 22 年 5 月に設立されています。地域協議会においては、講演会や講習会の開催等を通じて、地球温暖化対策に関する情報を発信していく取組が始まっています。

【課題】

- ・区民や事業者からの環境情報の提供の要望は多く、情報提供や、環境学習の機会・場の提供をより一層進めていく必要があります。
- ・日常生活における環境配慮の取組をさらに浸透させていく必要があります。
- ・地域でのリーダーとなる人材の育成や、ねりまエコ・アドバイザーのスキルアップ等による環境学習・環境教育事業の強化・深化が必要です。
- ・様々な活動が行われている一方で、区民や事業者の連携がうまく機能していないという現状もあり、地域協議会の取組などを通して、連携や協力の仕組みをより強化していく必要があります。

第5章 基本目標

本計画では、望ましい環境像「ともに築く 循環・共生のまち ねりま」の実現に向けて、区における環境の課題に対応した3つの基本目標を設定します。

基本目標 みどり豊かなまちをつくる

武蔵野の大地に広がった雑木林や農地と調和した「みどり」と、石神井川や白子川、湧水などの「水」の豊かさは、練馬区民の誇りとなる環境資源といえます。

みどりは、二酸化炭素(CO₂)の吸収、ヒートアイランド現象の緩和、騒音の軽減といった都市の環境負荷の軽減や生きものとのふれあいの提供などさまざまな機能によって、私たちの暮らしを支えてくれます。

こうしたみどりの恵みを享受できるよう、練馬らしい樹林地や農地を保全するとともに、みどりと水の創出を図ります。また、区民によるみどりを愛しはぐくむ活動を広げていくことをめざします。

まちづくりにおいては、区民・事業者と区が連携のもと、まちの美化を進め、地域の特色を活かした快適かつ多様性のあるまちなみの実現をめざします。

基本目標 環境に配慮したまちをつくる

私たちの日常生活や事業活動に伴う環境負荷が、地域のみならず地球温暖化という形で地球環境に対しても影響を与えていることを認識し、足元から行動を起こし、広げていくことが大切です。

区民・事業者・区における省エネルギー・省資源の取組や、再生可能エネルギーの利用を促すための仕組みづくりにより、身近な暮らしや事業活動を環境負荷の少ない持続可能なスタイルに転換していくことをめざします。

また、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)のいわゆる3Rの取組を一層進め、「循環型社会」の実現をめざします。

さらに、事業者が行う環境に配慮した経済活動の支援や交通環境の整備を進め、環境負荷の少ない、快適な地域環境の確保をめざします。

基本目標 学びと行動の環を広げる

日常生活や事業活動に起因する環境問題を解決し、持続可能な社会を実現していくためには、一人ひとりが考え自発的に行動するとともに、その取組を広げていくことが大切です。

そのため、基礎となる情報の効果的な提供を進め、環境学習・環境教育の促進を図るための仕組みの構築をめざします。

また、環境に関する知識や技術をもつ区民・事業者と区の連携・協力や、環境保全活動・環境教育を担う人材の育成により、地域における協働の取組を広げていくことをめざします。

第6章 目標の達成に向けた施策

本計画では、第5章で示した3つの基本目標「みどり豊かなまちをつくる」「環境に配慮したまちをつくる」「学びと行動の環を広げる」の達成に向け、8つの基本施策を定めました。この基本施策のもと、23の施策と79の主な事業を位置づけ、全体を整理・体系化しました。また、重点事業は、基本目標を実現・達成するために特に重点的に取り組むべき事業として位置づけました。

練馬区環境基本計画の体系図



基本目標 みどり豊かなまちをつくる	
1 ふるさとのみどりと水を創出する	
(1) 民有のみどりの創出	101 樹林地の保全 102 樹木の保全 103 みどりの街並みづくりへの助成 104 樹林地保全に向けた働きかけ
(2) みどりと水の拠点整備と機能の維持	105 公園等の整備 106 豊かな水辺環境の保全 107 生態系の実態把握と生物多様性の普及 108 人と生きものが共生できるまちづくり
(3) 都市農業の振興と都市農地の保全	109 都市農業・農地に対する理解への取組 110 農業経営の安定化 111 地産地消の拡大 112 農とのふれあいの推進 113 都市農地の保全に向けた働きかけ
(4) 公共施設の緑化整備	114 区立施設における緑化の推進 115 道路の緑化促進 116 既存のみどりの適切な維持管理 117 緑化の要請
2 みどりを愛しはぐくむ活動を広げる	
(1) みどりを守り育てる仕組みづくり	118 みどりの葉っぱい基金の拡大 119 区民との連携による樹林地の管理
(2) 身近なみどりを広げる活動の支援	120 みどりのリサイクルの推進 121 地域住民による公園管理の推進 122 みどりのイベントの拡充
3 まちなみを守り、育てる	
(1) まちづくり環境配慮制度の活用	123 環境影響評価制度の情報提供 124 まちづくりにおける環境への配慮
(2) 調和のとれた都市景観の形成	125 地域の特色を活かした景観まちづくりの推進 126 協働による景観まちづくりの推進 127 景観資源の保全活用 128 屋外広告物の規制・誘導
(3) まち美化活動の支援	129 清掃活動の支援 130 歩行喫煙対策の実施

基本目標 環境に配慮したまちをつくる	
1 地球温暖化対策を強化する	
(1) 地球温暖化対策やヒートアイランド対策の推進	201 (仮称)練馬区版カーボン・オフセット制度の創設 202 他自治体が行う温暖化対策との連携 203 雨水貯留浸透施設の設置の推進 204 環境に配慮した道路舗装の推進
(2) 区民・事業者の環境配慮活動への支援	205 地球温暖化対策設備の普及促進 206 区民への普及啓発事業の実施 207 事業者における対策の普及促進
(3) 区の環境配慮行動の率先実行	208 区の事務事業における環境配慮 209 区立施設等における省エネルギー化 210 グリーン電力証書制度等の活用
2 循環型社会を構築する	
(1) ごみ発生抑制と意識啓発の推進	211 練馬区資源循環センターを活用した3Rの推進 212 ごみの発生抑制のための取組の展開 213 区民の自主的なリサイクル活動への支援
(2) リサイクルの推進	214 集団回収事業の推進 215 資源回収事業の推進 216 エネルギー資源の有効活用
(3) ごみの適正処理の推進	217 分別ルールの指導の実施 218 ごみ収集運搬の効率化 219 収集車両の環境配慮 220 清掃工場建替えに伴う情報提供
3 安全で暮らしやすい地域環境をつくる	
(1) 良好な交通環境の整備	221 環境に配慮した道路づくりの推進 222 道路と鉄道の連続立体交差化の推進 223 バス交通の充実 224 自転車利用環境の整備
(2) 安全な生活環境づくりの推進	225 環境の監視とデータの活用 226 環境にやさしい自動車利用の促進 227 生活型公害問題解決のための支援 228 工場等や建設工事の公害発生の防止 229 有害化学物質汚染対策の充実
(3) 環境にやさしい住まいづくりの促進	230 環境配慮型住宅や設備の導入促進 231 長持ちする住まいづくりの促進 232 健康に配慮した住まいづくりの促進 233 環境にやさしい住まい方の啓発

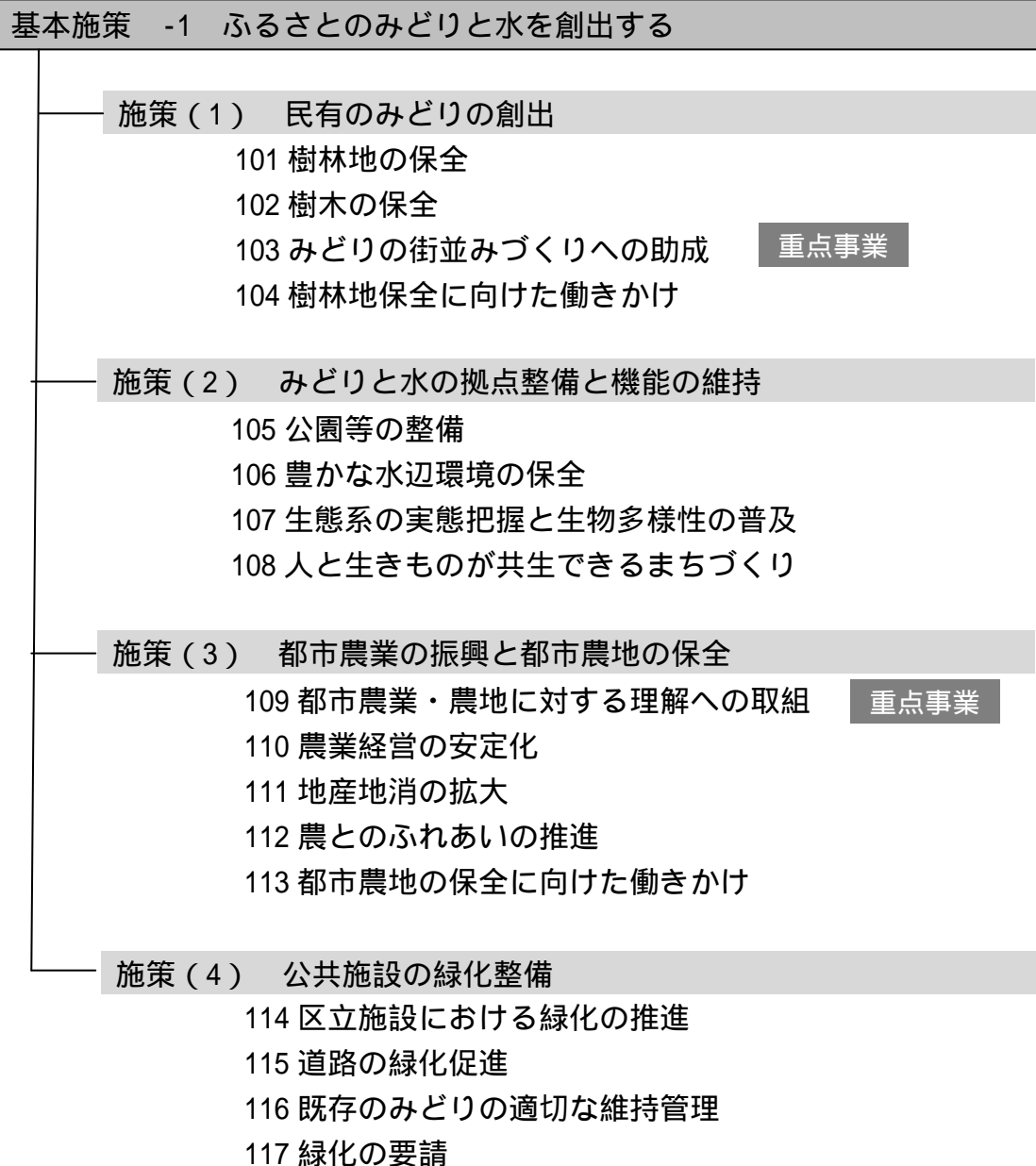
基本目標 学びと行動の環を広げる	
1 環境学習・環境教育を促進する	
(1) 環境情報の効果的な提供	234 事業者用温暖化対策設備設置の助成 235 EMS推進事業への助成 236 商店街施設整備への支援
(2) 環境学習・環境教育のための機会づくり	301 様々な媒体による環境情報の提供 302 環境報告書の作成と充実 303 計画の進捗状況の公表
(3) 環境学習・環境教育の推進	304 子どもへの環境教育の推進 305 生涯学習における環境学習の機会の拡充 306 新たな地球温暖化防止啓発事業の実施 307 リサイクルセンターにおける環境学習機能の拡充 308 区立施設の環境配慮設備を活用した環境学習の実施
2 協働による取組を広げる	
(1) 環境保全活動・環境教育を担う人材の育成	309 人材の育成 310 区民・事業者が行う環境保全活動への支援
(2) 協働による取組の促進	311 練馬区地球温暖化対策地域協議会への支援 312 区民・事業者との協働事業の推進 313 大学等との連携による環境学習イベントの開催

基本目標 みどり豊かなまちをつくる

基本施策 -1 ふるさとのみどりと水を創出する

樹林地や農地、樹木等のみどりを保全するとともに、住宅、民間施設や公共施設の緑化を進め、新たなみどりを創出します。また、みどりと水のネットワークを構築し、生きものが息づく豊かな水辺環境を創出します。

施策の体系



環境指標（基本施策の成果を測る指標（モノサシ））

環境指標	平成 21 年度実績	目標（平成 26 年度）
市民緑地（憩いの森・街かどの森）の年間新規開設面積	1493.90 m ²	3,700 m ² （憩いの森 1 か所 1,700 m ² 、街かどの森 4 か所 2,000 m ² ）
河川の生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準値の超過率	0%	0%
農業体験農園の施設整備数	15 園	20 園

施策・主な事業

施策(1) 民有のみどりの創出

101 樹林地の保全

民有の樹林地について、保護樹林等の指定を進め、良好な樹林については、憩いの森、街かどの森として整備し、区民に開放していきます。特に良好で将来にわたり残す価値のある樹林地は、都市計画により保全をする特別緑地保全地区に指定します。また、練馬の代表的な郷土風景である畑と屋敷林が一体となった良好な景観を郷土保全地区として指定します。

102 樹木の保全

民有地の樹木について、所有者へ各支援制度のPRに努め、保護樹木の指定やみどりの協定の締結を進めます。

103 みどりの街並みづくりへの助成 **重点事業**

地域ぐるみで取り組むみどりの協定の締結を進めるとともに、景観の向上にも効果的な「生け垣」、ヒートアイランド現象の緩和等に有効な「屋上緑化」、「壁面緑化」の設置費用を助成します。また、緊急道路障害物除去路線の生け垣や、みどりの協定地区における生け垣、屋上緑化の設置費用を拡大して助成します。

104 樹林地保全に向けた働きかけ

都市の樹林地における各種税の負担を軽減するよう、関係自治体とともに国や都へ要望します。また、所有者への指定制度のPRにより、樹林地の保全をより一層進めます。

施策(2) みどりと水の拠点整備と機能の維持

105 公園等の整備

みどりと水の拠点となる大規模な公園緑地等の整備を進め、安全に安心して利用できるよう既存の公園の改修を進めます。水とみどりのネットワークづくりの促進と周辺環境向上のため、田柄川緑道の再整備を進めます。

106 豊かな水辺環境の保全

流域自治体と連携した河川流域協議会による合同水質調査を実施するとともに、河川等の生物調査を通じて、白子川流域に生息する希少生物等の生息状況を把握します。また、河川等の水質改善を促すため、地下水のかん養機能の保全や湧水量の確保に努め、関連部署に対して豊かな水辺環境を創出するための要望をしていきます。

107 生態系の実態把握と生物多様性の普及

定期的な自然実態調査を実施し、継続的に区内の生態系を把握します。区民との協働で行う「ねりまの生きものさがし」の調査結果とあわせて、区内の生態系を保全・創出するための基礎資料とします。また、五感を使った自然観察会や生態系に関する学習会など、区民への生物多様性の考えの普及や情報の発信を行います。

108 人と生きものが共生できるまちづくり

学校・公園・樹林地等において、草地や樹木を活用し、生きものが生息できるビオトープをつくります。また、生きものが移動するための緑の回廊(コリドー)をつなげ、みどりと水のネットワークを延長していきます。公園等の植栽では、生きものに配慮した樹種を選定するなど、人と生きものが共生できるまちづくりを進めます。

施策(3) 都市農業の振興と都市農地の保全

- 109 都市農業・農地に対する理解への取組 **重点事業**
都市農業・農地には、農産物の供給機能以外にもレクリエーション・コミュニケーション機能、保健・福祉機能、環境保全機能、教育機能、防災機能、景観形成機能など区民の生活を豊かにする多面的機能があります。これらの機能を持つ都市農業・農地の重要性を区民に理解を深める取組として、「農のあるまちづくり」を進めます。
- 110 農業経営の安定化
意欲的かつ効果的に経営を展開する農業経営者を「認定農業者」として認定します。また、区内農業者が安定した農業経営を営めるよう、生産施設への支援や有機質肥料・減農薬資材等の農業資材を補助します。
- 111 地産地消の拡大
農産物の共同直売所や農業生産者の自宅前直売所を掲載した農産物直売所マップの作成により、地場農産物の流通促進を図ります。また、地産地消レシピの作成による地産地消の拡大を進め、区立の学校給食での地場農産物の使用拡大による食育への活用を進めます。
- 112 農とのふれあいの推進
農家の指導による農作業を体験できる農業体験農園を計画的に整備するとともに、新たに練馬の農地を23区全体の財産として活用・保全するための農園（仮称練馬ふれあい都民農園）を整備します。
- 113 都市農地の保全に向けた働きかけ
市街化区域内農地を保全するため、都市農地保全推進自治体協議会の活動を推進し、都市農地保全に関する法制度・税制について、他自治体等と連携しながら、国に対して制度の見直しを要望します。

施策(4) 公共施設の緑化整備

- 114 区立施設における緑化の推進
区立施設の改修等にあわせ、屋上緑化や壁面緑化に取り組むとともに、小中学校の校庭芝生化やみどりのカーテン整備を進めます。

115 道路の緑化促進

新たに計画する道路の緑化を進め、緑化されていない道路についても、道路構造の点から問題がない箇所について、ガードパイプトレリスを採用するなど、工夫して緑化の充実を図ります。

116 既存のみどりの適切な維持管理

道路・河川・公園などにおける既存のみどりの適切な維持管理を行います。特に樹木管理においては、樹木の生長のみならず施設利用者や隣接居住者とのより良い関係を念頭に置き、密度や樹高の管理を行います。

117 緑化の要請

区内の国や東京都等の施設に対し、みどり 30 推進計画に沿った緑化を要請します。また、都道・国道、鉄道の高架等についても、関係者と協力・検討し、緑化に努めます。

基本目標 みどり豊かなまちをつくる

基本施策 -2 みどりを愛しはぐくむ活動を広げる

身近なみどりを広げる活動への支援やみどりのリサイクルの推進など、多様な普及啓発活動を通じて、区民や事業者によるみどりを愛しはぐくむ活動を広げていきます。

施策の体系

基本施策 -2 みどりを愛しはぐくむ活動を広げる

施策(1) みどりを守り育てる仕組みづくり

118 みどりの葉っぱい基金の拡大

119 区民との連携による樹林地の管理

施策(2) 身近なみどりを広げる活動の支援

120 みどりのリサイクルの推進

重点事業

121 地域住民による公園管理の推進

122 みどりのイベントの拡充

環境指標（基本施策の成果を測る指標（モノサシ））

環境指標	平成 21 年度実績	目標（平成 26 年度）
練馬みどりの葉っぱい基金の積立額（累計）	5 億 4,237 万円	7 億 6,000 万円
地域住民による公園等の管理か所数	48 か所	58 か所

施策・主な事業

施策(1) みどりを守り育てる仕組みづくり

118 みどりの葉っぱい基金の拡大

だれもが参加できる、みどりをはぐくむ活動としての練馬みどりの葉っぱい基金のPRを行い、基金を拡大し、練馬のみどりを守るために活用します。

119 区民との連携による樹林地の管理

緑化協力員経験者や憩いの森所有者が会員である緑地管理機構（一般社団法人練馬みどりの機構）との連携によるきめ細かな樹林地の管理を進めます。練馬みどりの機構が行う樹林地や地域の活動に対する支援を行い、森や林を適切に管理していくための指針となる「森のカルテづくり」を推進します。

施策(2) 身近なみどりを広げる活動の支援

120 みどりのリサイクルの推進 **重点事業**

区民・事業者・区が協働して、民有地の落ち葉や剪定枝のリサイクルに取り組み、腐葉土の活用による新たなみどりの創出を進めます。

121 地域住民による公園管理の推進

公園の自主管理や、公園の花壇の自主管理など、地域住民による管理を進めるとともに、緑化協力員の活動を推進します。

122 みどりのイベントの拡充

みどりの普及啓発事業への参加者数を増やすためのPRを進め、既存イベントの拡充や、民間の庭園などを対象としたコンクール、みどりの保全に貢献した区民・事業者の表彰など新しいみどりのイベントを行います。

基本目標 みどり豊かなまちをつくる

基本施策 -3 まちなみを守り、育てる

まちづくり（開発事業等）に伴う環境影響の調整を図り、区の地域の特色を活かした景観まちづくりを推進します。また、区民の清掃活動の支援や歩行喫煙対策により、まちの美化を進めます。

施策の体系

基本施策 -3 まちなみを守り、育てる

施策（1） まちづくり環境配慮制度の活用

- 123 環境影響評価制度の情報提供
- 124 まちづくりにおける環境への配慮

施策（2） 調和のとれた都市景観の形成

- 125 地域の特色を活かした景観まちづくりの推進
- 126 協働による景観まちづくりの推進
- 127 景観資源の保全活用
- 128 屋外広告物の規制・誘導

重点事業

施策（3） まち美化活動の支援

- 129 清掃活動の支援
- 130 歩行喫煙対策の実施

環境指標（基本施策の成果を測る指標（モノサシ））

環境指標	平成 21 年度実績	目標（平成 26 年度）
環境影響評価手続における区民周知の実施度合	100%	100%
景観まちづくりを進めている地区数	-	2 地区
環境美化推進地区および環境美化活動団体の登録世帯数	128,978 世帯	160,000 世帯

施策・主な事業

施策(1) まちづくり環境配慮制度の活用

123 環境影響評価制度の情報提供

環境影響評価法、東京都環境影響評価条例に基づく大規模事業の環境影響評価手続の実施にあたっては、区民生活への影響が考えられるため、手続の各段階において確実に区民への情報の提供を行います。

124 まちづくりにおける環境への配慮

練馬区まちづくり条例および、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に規定される区独自の制度に基づき、緑化等の環境に配慮した開発事業を進めます。

施策(2) 調和のとれた都市景観の形成

125 地域の特色を活かした景観まちづくりの推進

重点事業

（仮称）練馬区景観計画を策定し、景観法に基づく景観行政団体として区の地域特性を踏まえた都市景観づくりを進めます。区民・事業者とともに、まちの個性や特色を活かし、まちへの愛着や個性をはぐくむ「景観まちづくり」を進めます。また、まちづくりの動向に合わせ、重点的に取り組む地区を「景観まちづくり地区」とし、その指定を目指します。

126 協働による景観まちづくりの推進

景観まちづくり行政の推進にあたっては、少人数からでも取り組みやすい身近な景観まちづくりの仕組みを構築します。また、近隣から地域への広がりなど、規模や考え方に応じて景観まちづくりの取組が拡大発展できるように努めます。

127 景観資源の保全活用

区内には、「素敵な風景 100 選」をはじめとする、景観資源があります。広く点在する樹林地や農地、歴史や文化など地域を特徴づける固有の景観資源を積極的に保全・活用します。

128 屋外広告物の規制・誘導

良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害防止のため、屋外広告物の表示や設置について規制・誘導を行います。

施策(3) まち美化活動の支援

129 清掃活動の支援

美化活動団体（環境美化推進地区や環境美化活動団体等）に対し、活動状況等に応じて清掃用具を提供し、それぞれの清掃活動を支援します。また、町会・自治会に対し、一斉清掃、歩行喫煙等防止キャンペーン、環境清掃推進連絡会会議等への参加依頼の際に、あわせて美化活動団体への加入を推進していきます。

130 歩行喫煙対策の実施

公共の場所（道路、公園）での歩行喫煙やたばこのポイ捨てをなくすための巡回指導や、駅周辺への喫煙所の整備、啓発のための路面表示などを行っていきます。また、町会・自治会、商店会、学校、JTなどと連携・協力し、各種啓発キャンペーンを実施します。

基本目標

環境に配慮したまちをつくる

基本施策 -1 地球温暖化対策を強化する

区民、事業者、区による地球温暖化防止に向けた取組の一層の推進により、練馬区における地球温暖化対策を強化します。

施策の体系

基本施策 -1 地球温暖化対策を強化する

施策（1） 地球温暖化対策やヒートアイランド対策の推進

- 201（仮称）練馬区版カーボン・オフセット制度の創設 **重点事業**
- 202 他自治体が行う温暖化対策との連携
- 203 雨水貯留浸透施設の設置の推進
- 204 環境に配慮した道路舗装の推進

施策（2） 区民・事業者の環境配慮活動への支援

- 205 地球温暖化対策設備の普及促進
- 206 区民への普及啓発事業の実施
- 207 事業者における対策の普及促進

施策（3） 区の環境配慮行動の率先実行

- 208 区の事務事業における環境配慮
- 209 区立施設等における省エネルギー化
- 210 グリーン電力証書制度等の活用

環境指標（基本施策の成果を測る指標（モノサシ））

環境指標	平成 21 年度実績	目標（平成 26 年度）
練馬区から排出される温室効果ガスの年間総排出量（CO ₂ 換算）	214 万 t （平成 19 年度）	185 万 7 千 t （平成 24 年度）
住宅・事業所の地球温暖化対策設備設置補助件数（累計）	住宅補助 815 件 事業所補助制度なし	住宅補助 3,600 件 事業所補助 120 件
区の事務事業に伴う温室効果ガス排出量（CO ₂ 換算）	集計中	平成 21 年度を基準に 概ね 4%削減

施策・主な事業

施策(1) 地球温暖化対策やヒートアイランド対策の推進

- 201 (仮称)練馬区版カーボン・オフセット制度の創設 重点事業
 カーボン・オフセットの考え方を基に、みどりの二酸化炭素吸収効果(区内における新たな樹木の植樹、屋上緑化、森の手入れ、農地の保全)等と連携した区独自のカーボン・オフセット制度を創設します。
- 202 他自治体が行う温暖化対策との連携
 国や東京都が行う温暖化対策・施策との連携を図り、都内 62 市区町村が協力して進める”オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」”へ積極的に参加します。
- 203 雨水貯留浸透施設の設置の推進
 大規模な開発事業や公共施設の整備等における雨水貯留浸透施設の設置を指導するとともに、小規模宅地における雨水浸透施設設置や雨水桶購入費の助成を進めます。
- 204 環境に配慮した道路舗装の推進
 透水性舗装、低騒音舗装、遮熱性舗装、保水性舗装について、路面温度低減等の効果や機能を見極めつつ、環境に配慮した舗装の採用を進めます。

施策(2) 区民・事業者の環境配慮活動への支援

205 地球温暖化対策設備の普及促進

太陽光発電、高効率給湯器等を設置する区民・事業者への補助を行い、再生可能エネルギーや省エネルギーの普及促進を図ります。

206 区民への普及啓発事業の実施

区民が毎日の暮らしの中ですぐに取り組める低炭素型ライフスタイルのPRを進め、打ち水大作戦やライトダウン、新たなエコライフチェック事業など、多くの区民が参加しやすく、効果的な啓発事業を検討し実施します。

207 事業者における対策の普及促進

事業者による省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)や東京都環境確保条例への対応の促進を図るため、情報提供を行います。また、事業所における地球温暖化防止に関する取組や対策を紹介し、広めていきます。

施策(3) 区の環境配慮行動の率先実行

208 区の事務事業における環境配慮

区の新たな温室効果ガス排出抑制のためのプランや、それに基づく環境マネジメントシステム(EMS)の仕組みによる環境配慮を重視した企画、事業運営により、温室効果ガス排出量を削減します。また、職員研修の実施による環境配慮の着実な推進を図ります。

209 区立施設等における省エネルギー化

区立施設の改修改築に合わせ、再生可能エネルギー・高効率設備・雨水浸透設備等の導入を進め、太陽光発電設備などのモデル的な導入を検討します。区役所においては、庁舎改修計画の中で高効率空調・電気設備の導入を検討する等、更なる省エネルギー対策を実施します。また、区道に設置されている街路灯照明器具を省エネルギー型に切り替えます。

210 グリーン電力証書制度等の活用

区の施設等や区が主催または共催するイベントにおいて使用する電気の一部にグリーン電力証書制度による再生可能エネルギー電気を使用します。また、イベント実施に伴う二酸化炭素排出量のカーボン・オフセットに取り組みます。

基本目標 環境に配慮したまちをつくる

基本施策 -2 循環型社会を構築する

ごみの発生抑制や再使用への意識啓発により、事業者や地域における資源回収を促進します。また、ごみ出しルールの徹底や収集運搬の効率化、環境に配慮した収集車の導入を進めます。

施策の体系

基本施策 -2 循環型社会を構築する

施策(1) ごみ発生抑制と意識啓発の推進

- 211 練馬区資源循環センターを活用した
3 Rの推進
- 212 ごみの発生抑制のための取組の展開
- 213 区民の自主的なリサイクル活動への支援

重点事業

施策(2) リサイクルの推進

- 214 集団回収事業の推進
- 215 資源回収事業の推進
- 216 エネルギー資源の有効活用

施策(3) ごみの適正処理の推進

- 217 分別ルールの指導の実施
- 218 ごみ収集運搬の効率化
- 219 収集車両の環境配慮
- 220 清掃工場建替えに伴う情報提供

環境指標（基本施策の成果を測る指標（モノサシ））

環境指標	平成 21 年度実績	目標（平成 26 年度）
区民一人 1 日当たりのごみの排出量	551 g	530 g
集団回収登録団体数	366 団体	490 団体
可燃ごみの中に資源物、可燃ごみ以外のものが混入している割合	19.8%	20%
	目標値は、長期計画における値であり、達成したものについては見直しを図る。	

施策・主な事業

施策(1) ごみ発生抑制と意識啓発の推進

211 練馬区資源循環センターを活用した 3R の推進

重点事業

練馬区資源循環センターの整備に伴い、集めた粗大ごみのうち簡易な修理、清掃により再使用できるものについてリサイクルセンターでの展示・販売を行います。また、大泉地域に 4 館目のリサイクルセンターを整備し、4 館のネットワーク化により効率的・全区的な粗大ごみ再利用事業や普及啓発事業を行います。

212 ごみの発生抑制のための取組の展開

練馬区一般廃棄物処理基本計画や練馬区リサイクル推進計画に基づき、ごみの発生抑制のための取組を展開します。リサイクルマーケットの支援や大型生活用品の再使用促進、家庭用生ごみ処理機購入費用助成等により、ごみ減量を進めます。

213 区民の自主的なリサイクル活動への支援

練馬区資源循環センターとリサイクルセンターにおいて、区民が自主的にリサイクル活動に参加できるための情報提供や活動団体の広報などの支援を行います。

施策(2) リサイクルの推進

214 集団回収事業の推進

最も効率的な資源回収方法として区民が自主的に行う集団回収があります。区民への意識啓発や地域でのコミュニケーションの場ともなる集団回収事業を推進していきます。更に、集団回収への参加しやすい仕組みづくりのためには、集団回収に関わる事業者の育成も必要となります。そのための支援策を検討します。

215 資源回収事業の推進

区では新聞・雑誌などの古紙、古布、飲食用びん、飲食用缶、ペットボトル、乾電池、容器包装プラスチック、廃食用油の資源を回収しています。こうした資源の回収を継続するとともに、新たな資源品目については、回収方法の効率化や適正な資源化手法などを踏まえ、検討を進めます。また、資源回収の効率化を進めるために、練馬区都市整備公社等の民間事業者の活用を図ります。

216 エネルギー資源の有効活用

ごみの焼却に伴い発生する熱を利用して発電した電気の購入など、区立施設におけるエネルギー資源の有効活用を進めます。

施策(3) ごみの適正処理の推進

217 分別ルールの指導の実施

ごみの適正な処理を行うため、分別ルール等が守られていない集積所を利用して区民への指導を行い改善します。事業所に対しては、廃棄物再利用計画書に基づく指導を実施します。

218 ごみ収集運搬の効率化

効率的なごみ収集ルート・回数、収集車両の低公害化等について検討を行い、ごみの収集運搬の効率化を図るとともに、家庭ごみ収集のサービスの向上とごみ処理経費の負担のあり方を検討します。

219 収集車両の環境配慮

バイオディーゼル燃料（BDF）を使用した収集車両の増車やハイブリッド収集車の導入を図り、収集車両の低公害化を図ります。また、練馬区資源循環センターでのBDFの精製を行います。

220 清掃工場建替えに伴う情報提供

区内の清掃工場建替工事の進捗状況について、東京二十三区清掃一部事務組合と連携しながら、区民に情報の提供を進め、環境配慮型施設として設計・施工するよう要請していきます。

基本目標 環境に配慮したまちをつくる

基本施策 -3 安全で暮らしやすい地域環境をつくる

公共交通や道路ネットワーク、住まいや暮らしの基盤、地域の産業など、環境負荷が少なくかつ快適な地域環境づくりを進めます。また、区民の安全で健康な生活を確保するため、引き続き環境監視を行い、問題の解決とその未然防止を図ります。

施策の体系

基本施策 -3 安全で暮らしやすい地域環境をつくる

施策(1) 良好な交通環境の整備

- 221 環境に配慮した道路づくりの推進
- 222 道路と鉄道の連続立体交差化の推進
- 223 バス交通の充実
- 224 自転車利用環境の整備

施策(2) 安全な生活環境づくりの推進

- 225 環境の監視とデータの活用
- 226 環境にやさしい自動車利用の促進
- 227 生活型公害問題解決のための支援
- 228 工場等や建設工事の公害発生の防止
- 229 有害化学物質汚染対策の充実

施策(3) 環境にやさしい住まいづくりの促進

- 230 環境配慮型住宅や設備の導入促進
- 231 長持ちする住まいづくりの促進
- 232 健康に配慮した住まいづくりの促進
- 233 環境にやさしい住まい方の啓発

施策(4) 環境に配慮した経済活動への支援

- 234 事業者用温暖化対策設備設置の助成
- 235 EMS 推進事業への助成
- 236 商店街施設整備への支援

環境指標（基本施策の成果を測る指標（モノサシ））

環境指標	平成 21 年度実績	目標（平成 26 年度）
区内の都市計画道路の完成率	49%	55%
みどりバスの乗車人数 （1 便あたり平均）	18 人	24 人
二酸化窒素が環境基準に適合している測定か所数（割合）	13 か所（100%）	13 か所（100%）

施策・主な事業

施策(1) 良好な交通環境の整備

221 環境に配慮した道路づくりの推進

周辺環境に配慮しながら都市計画道路の整備を推進するとともに、幹線道路の整備にあたっては、環境施設帯の設置、低騒音舗装、道路緑化の充実等について国・東京都に要望していきます。また、首都圏全体における道路ネットワークの充実や区内の交通問題の解決を図るため、東京外かく環状道路の早期整備が進むよう調整を図ります。

222 道路と鉄道の連続立体交差化の推進

西武池袋線では、数多くの踏切を同時に除却する連続立体交差事業を推進し、踏切による交通渋滞の解消を図ります。また、西武新宿線の立体化の実現に向け、関係機関との検討を進めます。

223 バス交通の充実

区民の移動しやすさの向上や、公共公益施設の利便性増進を図るとともに、公共交通空白地域の改善を目的として、みどりバス（コミュニティバス）などの新規路線の運行や、既存路線の再編等を実施します。また、みどりバスの乗車人数を増やすため、利用者サービスの向上とPRを進めます。

224 自転車利用環境の整備

自転車の適正利用を促進するため、自転車利用総合計画に基づき自転車駐車を整備するとともに、放置自転車の減少をめざします。また、自転車の走行環境の整備についても取り組みます。

施策(2) 安全な生活環境づくりの推進

225 環境の監視とデータの活用

大気汚染、水質汚濁、騒音、地下水汚染、土壌汚染などについて、環境基準項目の継続的な監視と新環境基準設定物質に対する監視の充実を図り、国・都の施策と連携・協力しつつ、事業所に対する規制・指導を行います。また、監視データについて、定期的に公表を行います。

226 環境にやさしい自動車利用の促進

低公害車(ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車等)のPRを進め、区内事業者に対する導入促進要請による低公害車の普及を促進します。区所有の電気自動車を活用したイベントや、エコドライブのPR、アイドリングストップのPR等により、環境にやさしい自動車利用を広めます。

227 生活型公害問題解決のための支援

騒音、振動、悪臭、ばい煙問題などに係る適切な情報収集と区民への提供を行います。これらに係る苦情・相談のうち、行政が対応すべき事例は区が迅速に解決を図り、地域住民間で解決すべき事例は区民自ら解決できるよう区が支援をします。

228 工場等や建設工事の公害発生の防止

工場・指定作業場の把握や建築工事の監視に努めるとともに、練馬区アスベスト飛散防止条例をはじめ、関係法令に基づき、公害防止のための規制・指導を行い、公害の発生の未然防止を図ります。

229 有害化学物質汚染対策の充実

有害化学物質使用事業所を把握・監視し、土壌や地下水汚染の未然防止に努め、万一汚染が発生した場合には、関係者と連携して、発生源の究明、汚染対策、被害の防止等を行います。事業者向けには、有害物質の管理や汚染対策に関する講習会を実施し、リスクコミュニケーションについて、啓発、情報提供を行います。

施策(3) 環境にやさしい住まいづくりの促進

230 環境配慮型住宅や設備の導入促進

「練馬区地球温暖化対策住宅用設備設置補助制度」をはじめ、国や東京都の環境配慮型の設備設置への支援制度の普及を図ります。また、住宅修築資金融資あっせん制度による支援や国の「エコポイント制度」などの活用により、環境配慮型の住まいづくりを促進します。

231 長持ちする住まいづくりの促進

長期優良住宅認定制度の普及や住宅リフォームに柔軟に対応できる建築方式についての情報提供により、長持ちする住まいづくりの普及・啓発に努めます。あわせて、安心して中古住宅を取得できる環境づくりとともに、ライフスタイル等に応じた住み替えの促進策についても検討します。

232 健康に配慮した住まいづくりの促進

シックハウス症候群等、建材に起因した健康被害防止の指導やアスベスト除去工事費の助成に引き続き取り組みます。あわせて、適切な気密性の確保や換気方法についての情報提供等により、健康に配慮した住まいづくりの普及・啓発を図ります。

233 環境にやさしい住まい方の啓発

みどりの創出や保全、環境性能を高めるための「住まい作りの手引き」を作成し、みどり豊かな環境にやさしい住まいづくりの普及啓発につなげます。また、住まいの省エネや省資源化、長寿命化、緑化に有効な技術にかかわる情報提供などにより、事業者の意識啓発にも努めます。

施策(4) 環境に配慮した経済活動への支援

234 事業者用温暖化対策設備設置の助成

区内で事業を営む小規模事業者を対象に、高効率給湯器や燃料電池システム等の設置費用の助成を行い、事業者における地球温暖化対策設備の導入を促進します。

235 EMS 推進事業への助成

ISO、エコアクション 21 などの認証取得を予定している区内の中小企業に対し、経費の一部を補助することにより、EMS の取組を促進し、区内中小企業の競争力および経営基盤の強化を図ります。

236 商店街施設整備への支援

環境に配慮した快適な商店街環境づくりに向けて、装飾灯のLED化や太陽光発電設備など商店会が自主的に取り組む商店街施設整備への支援を行います。

基本施策Ⅲ-1 環境学習・環境教育を促進する

区民、事業者の環境学習・環境教育を促進するため、その基礎となる区の環境情報発信を充実させるとともに、全ての区民や事業者に対して環境情報に触れられる機会を提供していきます。

施策の体系

基本施策 -1 環境学習・環境教育を促進する

施策（1） 環境情報の効果的な提供

- 301 様々な媒体による環境情報の提供
- 302 環境報告書の作成と充実
- 303 計画の進捗状況の公表

施策（2） 環境学習・環境教育のための機会づくり

- 304 子どもへの環境教育の推進
- 305 生涯学習における環境学習の機会の拡充
- 306 新たな地球温暖化防止啓発事業の実施 **重点事業**
- 307 リサイクルセンターにおける環境学習機能の拡充
- 308 区立施設の環境配慮設備を活用した環境学習の実施

環境指標（基本施策の成果を測る指標（モノサシ））

環境指標	平成 21 年度実績	目標（平成 26 年度）
こどもエコクラブ登録者に占める認定証交付者の割合	9.3%	11.6%

施策・主な事業

施策(1) 環境情報の効果的な提供

301 様々な媒体による環境情報の提供

区が実施している取組の状況、イベントの開催、区民・事業者が実施すべき環境活動について、区報、パンフレット、ホームページ等により、わかりやすく積極的な情報提供に努めます。

302 環境報告書の作成と充実

区の環境の状態や環境保全の施策の実施状況は、ホームページや環境報告書「ねりまのかんきょう」により公表します。また、「ねりまのかんきょう」をわかりやすく再編集して充実を図ります。

303 計画の進捗状況の公表

本計画で定めた基本施策の取組の進捗状況について、環境指標を用いた点検・公表を毎年行います。また、個別の計画や関連計画の進捗状況については、定期的な点検等を行います。

施策(2) 環境学習・環境教育のための機会づくり

304 子どもへの環境教育の推進

環境教育素材の提供、子どもが参加しやすい環境イベントの実施、こどもエコクラブの活動支援等、区教育委員会と連携した小中学校における環境教育の充実を図ります。また、学校の計画的な緑化や環境に配慮した設備の積極的な導入を進め、改築にあわせたエコスクール整備を行うことにより、ハード面ソフト面から次世代を担う子どもの環境保全に対する心を育てます。

305 生涯学習における環境学習の機会の拡充

区の樹林地・農地・公園等のみどり豊かな自然環境、区民の自主的な環境保全活動および事業者の技術を活かした環境学習・教育施策を推進します。環境イベントや講座・講演会を拡充し、あらゆる年代の区民を対象とした生涯学習としての環境学習の推進を図ります。

306 新たな地球温暖化防止啓発事業の実施

重点事業

現行のエコライフチェックを改良し、インターネットやモバイル端末も活用した、みんなで取り組める新たな地球温暖化防止啓発事業を実施します。

307 リサイクルセンターにおける環境学習機能の拡充

リサイクルセンターの役割の一つである環境学習を拡充するために、リサイクルセンターが実施する環境学習事業を支援していきます。また、区内4館目となる新たなリサイクルセンターの整備を進め、各館をネットワーク化し、全区的な環境学習と地域性を活かした事業を進めます。

308 区立施設の環境配慮設備を活用した環境学習の実施

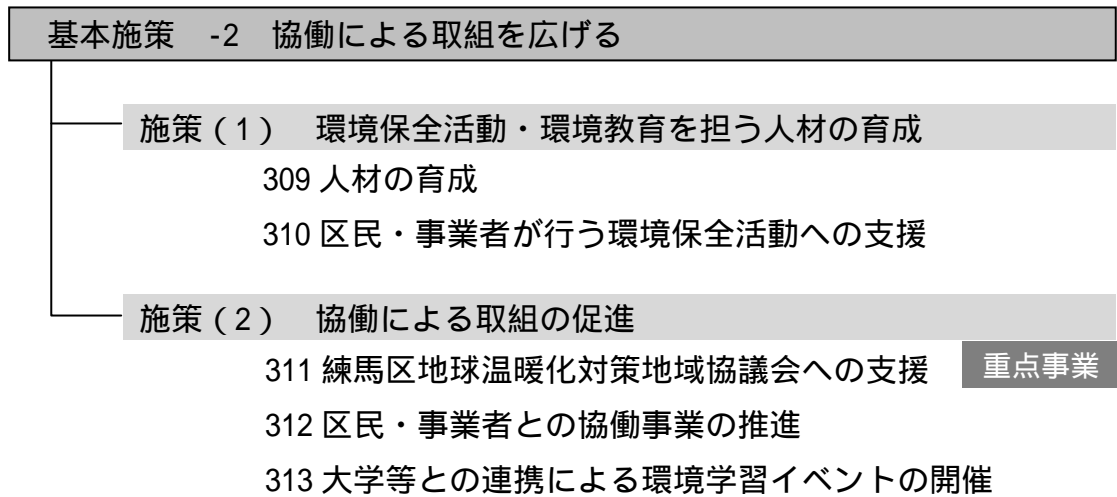
屋上緑化、壁面緑化、ビオトープ、太陽光発電、省エネ型街路灯などの区立施設で導入した環境配慮設備を活用した環境学習・環境教育を進めます。

基本目標Ⅲ 学びと行動の環を広げる

基本施策Ⅲ-2 協働による取組を広げる

地域での自発的な環境学習・環境教育を支援するため、担い手となる人材の育成とその活動促進の仕組みを強化します。また、練馬区地球温暖化対策協議会への支援など区民や事業者とともに地域に根ざした事業を展開します。

施策の体系



環境指標（基本施策の成果を測る指標（モノサシ））

環境指標	平成 21 年度実績	目標（平成 26 年度）
ねりまエコ・アドバイザーが関わった環境保全・教育関係事業の年間実施数	416 件	500 件

施策・主な事業

施策(1) 環境保全活動・環境教育を担う人材の育成

309 人材の育成

ねりまエコ・アドバイザー、緑化協力員等の環境学習・環境教育のリーダーとして地域で活動できる人材の育成を進めます。また、福祉、学校支援などの地域活動を担う人材の育成等を進める学習の場である「(仮称)ねりま区民大学」との連携を図ります。

310 区民・事業者が行う環境保全活動への支援

環境学習・環境教育を担う区民の活動や、事業者のCSR(企業の社会的責任)活動を支援し、その活動を区の広報媒体、区のイベント等において紹介していきます。また、区が地域における環境保全活動に対する助言を行うとともに、区民等の活動に対して講師的役割を担う人材の登録・紹介制度を充実させます。

施策(2) 協働による取組の促進

311 練馬区地球温暖化対策地域協議会への支援 重点事業

練馬区の地域における地球温暖化対策を区民、事業者、区などが協議しながら推進する組織として設立された、練馬区地球温暖化対策地域協議会に参加し、地球温暖化対策普及啓発事業をより効果的に推進するよう支援します。

312 区民・事業者との協働事業の推進

練馬区環境清掃推進連絡会、練馬みどりの機構、練馬区地球温暖化対策地域協議会、ねりまエコ・アドバイザー協議会、その他の区民や事業者が主体となる自主的な環境活動について、事業の後援、情報提供、連絡調整などにより積極的な支援を行います。また、区が主体となっていく環境イベントについては、区民・事業者との協働で実施します。

313 大学等との連携による環境学習イベントの開催

区内および近隣の大学・研究機関などと連携して、その人材や自然環境、施設環境を活かした区民や事業者向けの環境学習プログラムやイベントの開催を進めます。

第7章 重点事業

重点事業は、3つの基本目標を実現・達成するために、特に重点的に取り組むべき事業とします。

本計画は、長期計画で示された区の施策を環境面から具体化し、整理・体系化しています。そこで、重点事業の設定にあたっては、長期計画に掲げられた主要事業を中心として、前期計画期間中に区民や事業者と協働で取り組んでいくことが有効である事業を選定しました。

重点事業一覧

基本目標 みどり豊かなまちをつくる	みどりの街並みづくりへの助成
	都市農業・農地に対する理解への取組
	みどりのリサイクルの推進
	地域の特色を活かした景観まちづくりの推進
基本目標 環境に配慮したまちをつくる	(仮称)練馬区版カーボン・オフセット制度の創設
	練馬区資源循環センターを活用した3Rの推進
基本目標 学びと行動の環を広げる	新たな地球温暖化防止啓発事業の実施
	練馬区地球温暖化対策地域協議会への支援

事業概要

民有地の約7割を占める宅地のみどりを増やすために、災害に強く景観の向上にも効果的な「生け垣」、ヒートアイランド現象の緩和等に有効な「屋上緑化」、「壁面緑化」の設置費用を助成します。特に、緊急道路障害物除去路線やみどりの協定地区については、設置費用を拡大して助成します。

また、地域ぐるみで取り組むみどりの協定の締結を進めるとともに、（仮称）景観計画における「景観まちなみ協定制度」と既存の助成制度との連携を検討します。
【所管課：みどり推進課】

協働体制

主体	役割
区民	住宅の生け垣化、屋上緑化、壁面緑化の実施 みどりの協定締結
事業者	事業所の生け垣化、屋上緑化、壁面緑化の実施 みどりの協定の締結 みどりの街並みづくり支援
区	助成制度やみどりの協定のPR 助成の実施 みどりの協定の締結 制度の見直し・「景観まちなみ協定制度」との連携検討

効果	宅地における区域単位のみどりの街並みづくり
----	-----------------------

スケジュール

項目	22年度末見込み	年度別計画				26年度目標
		23年度	24年度	25年度	26年度	
生け垣化	17,852m	400m	400m	400m	400m	生け垣化 19,452m
屋上緑化	1,935 m ²	300 m ²	300 m ²	300 m ²	300 m ²	屋上緑化 3,135 m ²
壁面緑化	160 m ²	80 m ²	80 m ²	80 m ²	80 m ²	壁面緑化 480 m ²
みどりの協定	14 地区	1 地区	1 地区	1 地区	1 地区	18 地区

事業概要

都市農地の持つ環境保全機能（みどりの保全、ヒートアイランド現象の緩和、二酸化炭素（CO₂）排出抑制、資源循環等）や環境教育機能などの多面的機能に着目した、都市農地・農業に対する理解への取組を推進します。

農とふれあえる拠点の整備、郷土景観保全地区の指定、農業施設整備や生産緑地保全に伴う基盤整備への支援等により、区民・事業者などあらゆる主体が農の豊かさを実感できる都市づくりの実現をめざします。
【所管課：都市農業課】

協働体制

主体	役割
区民	区内農産物の購入 農イベントへの参加
農業生産者	農産物の生産、販売 農イベントへの協力
事業者	農産物の販売 農イベントへの協力
区	農とふれあえる拠点の整備 郷土景観保全地区の指定 区内農産物のPR 農イベントの企画

↓

効果	都市農業・農地に対する理解
----	---------------

スケジュール

項目	22年度末 見込み	年度別計画				26年度 目標
		23年度	24年度	25年度	26年度	
農とふれあえる拠点の整備	1拠点 整備	1拠点開設 1拠点整備	1拠点開設 1拠点整備	1拠点開設	拠点の 検証	3拠点 開設
郷土景観保全地区の指定	候補地 検討	指定候補地 計画策定	1地区指定	指定候補地 計画策定	1地区 指定	2地区 指定

事業概要

環境配慮型社会を築き、みどりと共生する区民生活の実現を目指すため、従来から実施してきた保護樹林等の落ち葉のリサイクルの拡充に取り組みます。

区民、事業者、区が協働して、リサイクルした落ち葉・剪定枝を利用した腐葉土をつくり、その活用により、新たなみどりを創出するみどりのリサイクルの循環を進めます。 【所管課：みどり推進課】

協働体制

主体	役割
区民	落ち葉や剪定枝の提供 腐葉土の活用
事業者	落ち葉や剪定枝の回収・運搬 腐葉土づくり
区	回収・資源化システムの仕組みづくり リサイクルヤードの整備 ストックヤードでの堆肥化・チップ化 落ち葉提供者や腐葉土づくりへの支援
効果	みどりのリサイクルの循環

スケジュール

項目	22年度末 見込み	年度別計画				26年度 目標
		23年度	24年度	25年度	26年度	
資源化事業の 実施	回収・資源 化システ ムの調査 検討	回収・資源 化モデル 地区事業 の枠組み 構築	回収・資源 化事業 開始	回収・資源 化事業 実施	回収・資源 化事業 実施	区内全域 実施
リサイクル ヤードの整備	1箇所	検討	検討	検討	整備	2箇所

重点事業

地域の特色を活かした景観まちづくりの推進

事業概要

景観法の仕組みを活用し、「歩きたくなるまち 住み続けたいなるまち ねりま」を基本目標とする区全体の景観計画および条例を施行します。区では、区民、事業者とともに、まちの個性や特色を活かし、まちの魅力を創出し、まちへの愛着や誇りをはぐくむ「景観まちづくり」を推進していきます。

【所管課：都市計画課】

協働体制

主体	役割
区民	景観に関する意識の醸成 地域活動における景観づくり 景観施策への参加、協力 美化活動等の推進
事業者	景観に関する意識の醸成 事業活動における景観づくりと推進 区や区民の進める景観施策への参加、協力 景観への配慮、適切な事業説明
区	区民、事業者の景観づくりへの支援、普及活動 公共事業における積極的な景観づくりの推進 関連部門と連携した総合的なまちづくりの推進 推進体制の充実・強化 区民、事業者との連携による事業の推進



効果	調和のとれた都市景観の形成
----	---------------

スケジュール

項目	22年度末 見込み	年度別計画				26年度 目標
		23年度	24年度	25年度	26年度	
景観条例・景観 計画の施行	計画策定、 条例制定	景観行政団 体への移行 条例、計画 施行	-	-	-	景観行政団体 への移行 景観条例、景 観計画施行
景観まちづく りを進めてい る地区数	-	指定・拡大				2地区

重点事業

(仮称)練馬区版カーボン・オフセット制度の創設

事業概要

みどりの二酸化炭素(CO₂)吸収効果により、練馬区での温室効果ガス削減を目指すため、区内のみどりの育成(区内における新たな樹木の植樹、屋上緑化、森の手入れ、農地の保全)等と連携した(仮称)練馬区版カーボン・オフセット制度を創設します。

また、事業の原資となる、(仮称)環境グリーンファンドの創設を検討します。
【所管課：環境課】

協働体制

主体	役割
区民	日常生活におけるCO ₂ 排出抑制 (仮称)環境グリーンファンドへの寄付または出資 みどりの維持管理 オフセット商品の購入
事業者	事業活動におけるCO ₂ 排出抑制 (仮称)環境グリーンファンドへの寄付または出資 ファンド創設・証書発行への協力 みどりの維持管理 オフセット商品の販売・購入
区	区の事業活動におけるCO ₂ 排出抑制 カーボン・オフセット制度およびグリーンファンド制度の構築 みどりの育成事業の実施 みどりのCO ₂ 吸収効果の見える化の仕組みづくり

↓

効果	区内のみどりの創出と区内から排出されるCO ₂ の削減
----	--

スケジュール

項目	22年度末 見込み	年度別計画				26年度 目標
		23年度	24年度	25年度	26年度	
(仮称)練馬区 版カーボン・オフ セット制度の創 設	制度設計	制度設計	実施	実施	実施	実施
	モデル事業 検討	モデル 事業実施		結果の 見える化	結果の 見える化	結果の 見える 化

事業概要

練馬区資源循環センター（平成 22 年 11 月オープン）と 4 館のリサイクルセンターとの相互連携により、区民が 3R 活動に自主的に参加できるための情報提供や活動団体の広報などの支援を行います。更に事業者の自主的な資源回収についても支援します。

練馬区資源循環センターのストックヤード機能の活用により、簡易な修理、清掃により再使用できる粗大ごみを選別し、各リサイクルセンターでの展示・販売を実施します。

練馬区資源循環センター、リサイクルセンター 4 館、事業者の連携による、廃棄物に関する意識啓発や環境教育の展開を図ります。

【所管課：清掃管理課・資源循環推進課】

協働体制

主体	役割
区民	ごみ発生の抑制への協力 再使用家具等の購入 集団回収への参加
事業者	資源回収 ごみの少ない商品の開発・販売 事業者間のネットワークづくり
区	環境学習の実施 意識啓発・資源化への排出指導 集団回収実施団体・回収事業者へのサポート リサイクルセンターと練馬区資源循環センターの連携

効果	練馬区資源循環センターを核としたリサイクルの輪の構築による、持続可能な社会づくり
----	--

スケジュール

項目	22 年度末 見込み	年度別計画				26 年度 目標
		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
リサイクルセンターの整備	3 館	基本設計	実施設計	建築工事等	開館	4 館

事業概要

平成 22 年度まで実施したエコライフチェックをベースとし、「参加型で、主催者と参加者の双方向性を持つ普及啓発事業」という特徴を活かしながら、これまで参加の少なかった事業所等からも、より多くの方が参加しやすく、実施結果を実感できる事業に再編成します。

実施に当たっては、インターネット等を活用し、送信された実施結果を集計・分析し、公表します。その結果の二酸化炭素 (CO₂) 削減量の見える化を検討し、得られた結果を環境学習・環境教育に活用できるよう、区民・事業者や関係機関に働きかけます。【所管課：環境課】

協働体制

主体	役割
区民	新たな啓発事業への提案 新たな啓発事業への参加、周知 環境学習・環境教育への取組
事業者	新たな啓発事業構築補助 新たな啓発事業への提案 新たな啓発事業への参加、周知 環境学習・環境教育への取組
区	新たな啓発事業の構築 事業の周知 結果の見える化 環境学習・環境教育への活用への働きかけ



効果	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな地球温暖化防止啓発事業による、区民・事業者への意識啓発 ・区内から排出される民生部門の CO₂ の削減
----	---

スケジュール

項目	22 年度末 見込み	年度別計画				26 年度 目標
		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
既存事業(エコライフチェック)検証	既存事業の実施・検証	既存事業継続実施	新事業への移行			新事業への移行
新たな啓発事業の実施	制度設計	追加システム構築 部分試行	追加システム構築 新たな啓発事業の実施	実施	実施 結果の見える化	実施

事業概要

練馬区地球温暖化対策地域協議会は、地球温暖化対策推進法および練馬区地球温暖化対策地域推進計画に基づき、区民、事業者、区が連携・協力して、日常生活や事業活動に伴う民生部門の温室効果ガスの排出を抑制するための活動を行う組織として設立されました。地域協議会における、区民と事業者の連携・自主的な活動を支援し、地域協議会からの提案事業の実施を検討します。 【所管課：環境課】

協働体制

主体	役割
区民	地域協議会への参加、事業の実施
事業者	地域協議会への参加、事業の実施 地域協議会事務局
区	地域協議会への参加 地域協議会への支援 地域協議会との事業の連携 地域協議会からの提案事業の実施
効果	地域協議会の活動による、区の民生部門から排出される温室効果ガスの排出の抑制

スケジュール

項目	22年度末 見込み	年度別計画				26年度 目標
		23年度	24年度	25年度	26年度	
地域協議会への支援	設立補助 支援	支援	支援	支援	支援	支援

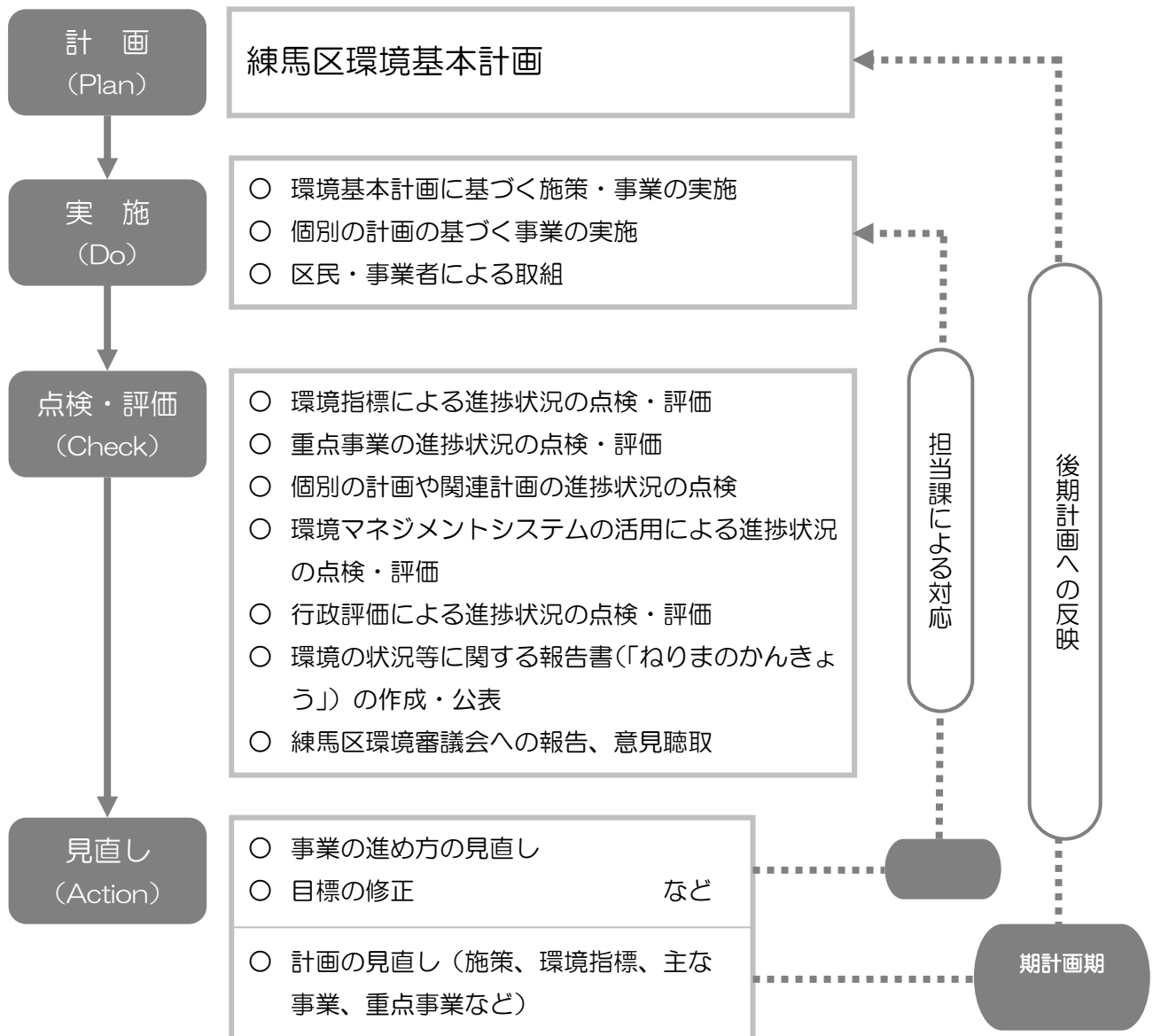
第8章 計画の推進

(1) 計画の進行管理

進行管理の流れ

本計画の進行管理は、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）というPDCAサイクルに基づき、環境指標や環境マネジメントシステムの活用等により進捗状況を定期的に点検・評価し、その結果をもとに事業の進め方や目標の修正、計画の見直しなどを行います。

●計画の進行管理



環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムは、区長の環境方針のもとで、PDCA サイクルにより、環境保全活動を継続的に改善していくためのツールです。環境マネジメントシステムでは、本計画に示す施策の方向に沿って、各担当部署が、年度ごとの目的・目標、実施計画を策定、実施し、その実施状況を点検・評価します。

本計画の進行管理に当たっては、環境マネジメントシステムに基づき、区の事務事業の実施に伴う環境負荷の着実な抑制に努めるとともに、環境保全施策の推進に活用していきます。

行政評価

行政評価は、区の施策や事務事業について、その成果や効率性などを指標により総合的に評価し、施策の展開のあり方や事務事業の内容の見直しを行う制度です。

本計画の進行管理に当たっては、環境保全に係る施策・事務事業の進捗状況の点検・評価やその見直しに行政評価の仕組みを活用します。また、区の事務事業に係る環境配慮の取組内容について評価を行っています。

練馬区環境審議会

練馬区環境審議会は、練馬区環境基本条例第 22 条に基づき、区民・事業者・学識経験者等により構成される区長の附属機関です。区長の諮問に応じて、環境基本計画や区の環境の保全に関する基本的事項について調査審議を行います。

本計画における基本施策の成果や重点事業の進捗状況については、定期的に点検を行い、その結果を練馬区環境審議会に報告し、意見を求めることとします。

(2) 環境指標

本計画の進捗状況の点検は、練馬区の環境の状況や環境施策および事業の実施状況を示す代表的な指標である「環境指標」を用いて行います。

環境指標の設定の目的

- ・ 基本施策の進捗・成果を測るモノサシとします。
- ・ 本計画の進捗状況についての区民・事業者・区の理解をやすくします。
- ・ 施策および事業の進め方や、計画の見直しに活用します。

環境指標の選定の考え方

- ・ 「基本施策」ごとに設定しました。
- ・ 環境指標の選定は、つぎのような考え方に沿って行いました。
 - 区民の目で分かりやすい指標を選定。

- 基本施策の進捗・成果の状況を客観的に表す指標（成果指標）を使用。
- 長期計画・行政評価・各種計画の指標をできるだけ活用することによる指標算出のための負担の軽減。

目標の設定

基本施策に対応する環境指標は、つぎのとおりです。

各環境指標については、基本施策の進捗・成果を測るにあたり、前期計画期間（原則、平成 26 年度まで）において達成を目指す目標を設定しました。

●環境指標

基本目標	基本施策	環境指標	平成 21 年度実績	目標 (平成 26 年度)
みどり豊 かなまち をつくる	ふるさと のみどり と水を創 出する	市民緑地(憩いの森・街か どの森)の年間新規開設面 積	1493.90 m ²	3,700 m ² (憩いの森 1 か所 1,700 m ² 、街かどの 森 4 か所 2,000 m ²)
		河川の生物化学的酸素要 求量 (BOD) の環境基準 値の超過率	0%	0%
		農業体験農園の施設整備 数	15 園	20 園
	みどりを 愛しはぐ くむ活動 を広げる	練馬みどりの葉っぱい基 金の積立額 (累計)	5 億 4,237 万円	7 億 6,000 万円
		地域住民による公園等の 管理か所数	48 か所	58 か所
	まちなみ を守り、 育てる	環境影響評価手続におけ る区民周知の実施度合	100%	100%
		景観まちづくりを進めて いる地区数	-	2 地区
		環境美化推進地区および 環境美化活動団体の登録 世帯数	128,978 世帯	160,000 世帯
	環境に配慮 したまちを つくる	地球温暖 化対策を 強化する	練馬区から排出される温 室効果ガスの年間総排出 量 (CO ₂ 換算)	214 万 t (平成 19 年度)

基本目標	基本施策	環境指標	平成 21 年度実績	目標 (平成 26 年度)	
		住宅・事業所の地球温暖化対策設備設置補助件数 (累計)	住宅補助 815 件 事業所補助制度なし	住宅補助 3,600 件 事業所補助 120 件	
		区の事務事業に伴う温室効果ガス排出量(CO ₂ 換算)	集計中	平成 21 年度を基準として概ね 4%減	
	循環型社会を構築する	区民一人 1 日当たりのごみの排出量	551 g	530 g	
		集団回収登録団体数	366 団体	490 団体	
		可燃ごみの中に資源物、可燃ごみ以外のものが混入している割合	19.8%	20% 目標値は、長期計画における値であり、達成したものについては見直しを図る。	
	安全で暮らしやすい地域環境をつくる	区内の都市計画道路の完成率	49%	55%	
		みどりバスの乗車人数(1 便あたり平均)	18 人	24 人	
		二酸化窒素が環境基準に適合している測定か所数(割合)	13 か所(100%)	13 か所(100%)	
	学びと行動の環をを広げる	環境学習・環境教育を促進する	こどもエコクラブ登録者に占める認定証交付者の割合	9.3%	11.6%
		協働による取組を広げる	ねりま・エコアドバイザーが関わった環境保全・教育関係事業の年間実施数	416 件	500 件

資料編 用語解説

【ア行】

ISO (International Organization for Standardization)

国際的な標準規格を制定し、普及促進する機関（国際標準化機構）の略称であり、同機構が策定する標準化規格の総称としても使用。主な規格として、環境マネジメントシステム関連の規格群としての ISO14001 シリーズや、品質マネジメントシステム関連の規格群として ISO9001 シリーズがある。

憩いの森

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき、区内に残る 1,000 m²以上の雑木林や屋敷林などの保全活用のため、区が所有者の同意を得て無償で借り受け、区民に開放している樹林地。所有者は都市計画税、固定資産税が非課税となる。

エコアクション 21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価および環境報告をひとつに統合した環境省によるガイドライン。

エコスクール

学校施設を環境に配慮した施設として整備し、環境教育の教材として、また、地域における地球温暖化対策の推進・啓発の先導的な役割として活用するもの。

エコライフチェック事業

平成 18 年度から本格実施した、地球温暖化対策を足元から実践するための環境教育・啓発事業。参加者は、10 月のある一日をエコライフデーとし、その日においてチェックシートに記載されている環境配慮行動を実践できたかを自己評価し、区に提出する。区では集計・分析作業を行い、参加者に結果の概要を送付する。だれでも気軽に参加できる「参加型」かつ「双方向型」の事業である。

LED (Light Emitting Diode:発光ダイオード)

電圧を加えた際に発光する半導体の一種。高輝度で長寿命な白色 LED の開発に伴い、エネルギー消費の大きい白熱電球等に代わる新たな照明として期待されている。

温室効果ガス

大気を構成する気体のうち、赤外線を吸収し再放出する性質をもつガス。主な温室効果ガスには、二酸化炭素 (CO₂) のほか、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC_s)、パーフルオロカーボン (PFC_s)、六ふっ化硫黄 (SF₆) がある。

【カ行】

ガードパイプトレリス

つる性植物をはわせることが可能な格子状のガードパイプ（横断抑制柵）。

カーボン・オフセット

市民、企業、自治体、政府等が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分について、他の場所での排出削減・吸収量等を購入すること、または他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部または一部を埋め合わせることをいう。

街区路線回収

週 1 回、決められた場所と時間に回収容器を設置し、飲食用びん、缶、ペットボトルを回収する方法。

河川流域協議会

河川の水質向上のため、流域の自治体が相互に協力し、対策を広域的に推進していくことを目的に設立された協議会。区は、隅田川水系浄化対策連絡協議会、石神井川流域環境協議会、白子川流域環境協議会の一員となっている。

環境影響評価制度（環境アセスメント制度）

環境影響評価法や都道府県環境影響評価条例に基づき、大規模なまちづくり計画の立案や事業の実施に際して、その計画の推進や事業の実施が環境に与える影響をあらかじめ予測・評価して公表し、住民や関係自治体の意見を計画や事業計画に反映させて、環境への著しい影響の発生を未然に防止するための一連の手続きのこと。

環境カウンセラー

環境保全に関する専門的な知識や豊富な経験を有し、環境省の実施する審査に合格し、その知識や経験をもとに市民や事業者等の環境保全活動に対して助言等を行うことのできる人材。

環境の保全（環境保全）

良好な環境を維持し、回復し、および創出すること。

環境美化活動団体

地域での環境美化の推進を図るため、2 名以上で年 2 回以上の清掃活動を行う団体を区が登録し、清掃用具等の支援を行っているもの。

環境美化推進地区

地域での環境美化の推進を図るため、町会・自治会、商店会等 50 世帯以上で月 1 回以上の清掃活動を行う地域を区が指定し、清掃用具等の支援を行っているもの。

環境マネジメントシステム (EMS : Environmental Management System)

企業や自治体の組織が、運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、目標達成に向けた取組を継続的に進めるための仕組み。代表的なものとして国際規格の ISO14001 や環境省が策定したエコアクション 21 などがある。

郷土景観保全地区

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき、屋敷林と農地等が一体となった良好な景観を形成している 3,000 m²以上の地区を対象として区が指定するもの。所有者には、計画に沿った郷土景観保全義務が生じ、区は景観保全のための費用等の補助を行う。

拠点回収

区民が利用しやすいスーパーマーケットやコンビニエンスストアなどの販売店や区立施設を回収拠点とする資源回収。平成 22 年 4 月現在、紙パック、使用済み乾電池、ペットボトル、古着・古布、廃食用油の回収を行っている。

グリーン電力

太陽光発電や風力発電などの自然エネルギーによって発電された電力による二酸化炭素排出量削減量の効果をひとつの環境価値とみなし、それに対して一定の対価を支払う企業や団体に対して、グリーン電力証書を発行し、環境への貢献を担保する制度。

景観行政団体

景観計画の策定等、景観法に基づく諸政策を実施することができる自治体で、主に都道府県、政令指定都市、中核市がその役割を担う。なお、都道府県と協議を行い同意が得られた区域では、市区町村が景観行政団体となり、自ら景観法に関わる行政を担うことが可能である。

景観まちなみ協定制度

景観形成を目的として、区民等が 3 軒以上の小さなまとまりから景観に関するまちなみのルールをつくる協定制度。庭先等の緑化を行ったり、デザインやしつらえ等の工夫をするなど、近隣で協働して景観形成に取り組む区の独自制度である。

こどもエコクラブ

幼児から高校生による地域の中での主体的な環境教育・活動を環境省が支援する事業。2人以上の仲間（メンバー）と、活動を支える大人（サポーター）で構成され、自治体の環境担当課がコーディネーターとなり、年度ごとに登録・活動を行う。

【サ行】

再生可能エネルギー

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマスの自然エネルギーと廃棄物の焼却熱などのリサイクルエネルギーがある。

CSR (Corporate Social Responsibility) 企業の社会的責任

企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、利害関係者全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、企業には、環境保護、行動法令の遵守、人権擁護、消費者保護などの分野についての責任も問われているとされている。

循環型社会

自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑え、地球環境への負荷をできる限りかからないようにする社会のこと。

集団回収

町会・自治会、PTA、マンション管理組合などが古紙、古布、缶などの資源を自主的に集め、資源回収業者に引き渡す方法。実施団体に対し、回収量に応じて区から報奨金を出している。

素敵な風景 100 選

区の魅力的な風景を発掘・紹介するため、練馬区の独立 60 周年記念事業の一環として、平成 18 年 10 月に区民からの応募の中から選定したもの。

ストックヤード

回収した資源などを一時的に保管しておく場所のこと。

生産緑地

都市計画法による地域地区の一種で、市街化区域内農地において生産緑地法に基づき指定する。生産緑地に指定されると、長期の営農が義務付けられる一方、税の軽減措置が受けられる。

生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の汚濁物質が微生物によって酸化分解される際に必要とされる酸素量のこと。河川の汚濁の度合いを示す代表的な指標で、数値が大きいほど川は汚れていることになる。

生物多様性

生物多様性条約では、生物多様性を「すべての生物の間に違いがあること」と定義しており、種・遺伝子・生態系の多様性があるとしている。わが国においても「生物多様性基本法」や「生物多様性国家戦略 2010」の整備等により、豊かな生物多様性を将来にわたって継承するための取組を行っている。

【夕行】

宅地化農地

市街化区域内で生産緑地の指定を受けていない農地で、宅地並みの課税を受ける農地のこと。

地産池消

地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組。

長期優良住宅認定制度

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための構造、設備を備えた住宅について適合している旨の認定を行う制度。また、認定を受けることで税制上の優遇を受けることができる。

東京都環境学習リーダー

地域における環境学習活動や環境保全活動を率先して行うリーダーを育成することを目的として、東京都が平成6年度から15年度まで実施した東京都環境学習リーダー講座の修了者。

透水性舗装

表流水の流出抑制と地下水かん養を図るため、地下に雨水が浸透できる構造や材質を採用した舗装。

特別緑地保全地区

都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより、地域の風致や景観を保全する都市緑地法による制度。土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、都道府県に対して、その土地を買い入れる旨を申し出ることができる。

都市農地保全推進自治体協議会

都市農地の保全をめざし、平成 20 年 10 月に都内の 34 自治体が組織したもので、22 年 8 月現在、市街化区域内農地をもつ都内 38 自治体が加入。会長自治体は練馬区。都市農地保全に関する調査、研究のほか、国および関係団体との情報・意見交換や、国等への要望を行っている。

【ナ行】

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、区市町村の農業経営基盤強化促進基本構想（練馬区では「農業振興計画」）に照らして適切であり、その計画の達成される見込みが確実で、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、区市町村から認定を受けた農業者。

ねりまエコ・アドバイザー

区が開講した「ねりま環境カレッジ」の基礎コース・応用コース修了者のうち、区の環境啓発事業や地域で行われる環境保全活動への協力希望者に委嘱しているもの。平成 21 年 4 月 17 日には、ねりまエコ・アドバイザー相互の協力と活動の推進のため、「ねりまエコ・アドバイザー協議会」が設立された。

練馬区環境清掃推進連絡会

町会・自治会を中心に、まち美化・清掃・リサイクル活動を通じて地域での連帯を深め、区と協働して循環型社会づくりと地球環境の保全に寄与することを目的に組織された任意団体。区と協働で、区内一斉清掃、「ポイ捨て・歩行喫煙防止駅前キャンペーン」を実施するとともに、普及啓発事業として、施設見学会や研修会を行っている。

ねりまの生きものさがし

平成 22 年 3 月から 1 年間かけて、季節ごとに区民調査員と協働で区内の身近な環境指標となる生きものをさがす事業。区内の生態系を把握し、その結果を今後の区の環境施策や環境教育に反映させていくこととしている。

練馬みどりの機構

区民・事業者・区の三者の協働による、屋敷林等、練馬らしいみどりの保護と保全、育成、活用や新たなみどりの創造を目的とするとともに、活動を通してみどりを介した地域コミュニティが形成されることをめざして平成 18 年 3 月に任意団体として設立された団体。21 年 4 月に一般財団法人となり、22 年 4 月に緑地管理機構の指定を受けた。

練馬みどりの葉っぱい基金

正式名「練馬区みどりを育む基金」。区民・事業者・区の協働により、区のみどりを愛しはぐくむための活動や樹林地の保全等に活用するため、平成 16 年 10 月に条例により設置されたもの。

農業体験農園

区が管理する区民農園、市民農園と異なり、農家が開設し、耕作の主導権を持って経営・管理している農園で、練馬区が発祥の地。利用者は、入園料・野菜収穫物代金を支払い、園主（農家）の指導のもと、種まきや苗の植え付けから収穫までを体験できる。

【八行】

バイオディーゼル燃料(BDF)

主に植物油から作られたディーゼル燃料。化石燃料からの代替により温室効果ガスの排出削減に寄与する。

ハイブリッド自動車

自動車の低公害性や省エネルギー効果を高めるため、複数の動力源を組み合わせた低公害車で、一般的にはエンジンとモーター二つの動力源を持つ自動車をいう。プラグインハイブリッド自動車とは直接コンセントから充電できるタイプのハイブリッド自動車。

ヒートアイランド現象

都市部における気温が郊外に比べ高くなり、等温線を引くと、都心部を中心とした島のような現象。その原因として、冷房などの空調、比熱の大きいコンクリートとアスファルトによる熱吸収などが挙げられる。

ビオトープ

多様な野生動物が生育・生息可能な環境を備えた場所。人工的に造成されたものばかりではなく、自然の雑木林、草地、湖沼を含む。

保護樹木

区内に残る地上高 1.5m における幹の直径が 50 cm 以上の貴重な樹木のうち、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき、特に保護する必要があると認めるものについて、その保全のため、所有者の同意を得て区が指定したもの。

保護樹林

区内に残る 300 m²以上の貴重な雑木林や屋敷林のうち、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき、特に保護する必要があると認めるものについて、その保全のため、所有者の同意を得て区が指定したもの。

保水性舗装

舗装体内に保水された水分が蒸発し、水の気化熱により路面温度の上昇を抑制する性能をもつ舗装のこと。一般の舗装よりも舗装体内の蓄熱量を低減するため、歩行者空間や沿道の熱汚染環境の改善、ヒートアイランド現象の緩和が期待される。

【マ行】

街かどの森

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき、300㎡以上1,000㎡未満の雑木林や屋敷林などを保全活用するため、区が所有者から借り、区民に開放している樹林地。

まちづくり環境配慮制度

環境影響評価法や都道府県環境影響評価条例の対象とならない種類または規模の事業についても、区市町村が独自に何らかの手段、基準等を定め、当該事業による環境影響の調整を図る仕組みのこと。

みどりの回廊（コリドー）

樹林地、農地、水辺など生きものの生息空間（ビオトープ）の拠点同士を並木、公園などみどりの帯で繋ぐことでネットワーク化し、生きものの移動経路をつくること。みどりの回廊をつくることで、野生生物の生息域の拡大や、より適した生息環境への移動が可能となる。

みどりの協定

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき、地域の区民や事業者等が、樹木の保全や植栽、建築物の緑化、生け垣の造成等について区と締結する協定のこと。区は協定に基づく活動に対し、費用の助成等を行っている。

みどり30推進計画

今の子どもたちが大人になって活躍する概ね30年後に、緑被率が30%となることをめざし、平成18年12月に策定した計画。10か年の取組の基本的考え方と5か年の事業計画を示している。

みどりバス

民間路線バスを補完し、区民の生活行動力の向上や、公共公益施設への交通の利便性向上、公共交通空白地域の改善などを目的として、区が民間バス会社に依頼して運行しているコミュニティバス。平成21年7月16日から3種類（5路線）のコミュニティバスの名称・運賃を統一し、「みどりバス」として運行している。

【ラ行】

リスクコミュニケーション

地域コミュニティを構成する市民、行政、企業などが、コミュニケーション（対話）を通じて、リスクに関する情報を信頼関係の中で共有し、リスクを低減していく試みのこと。

緑地管理機構

都市緑地法に基づき、緑地の保全や緑化の推進を目的とする地方公共団体以外の NPO 法人などの団体を都道府県知事が指定する制度。

緑被率

敷地の面積に対して「樹木の覆っている部分」「樹林」「草地」「農地」の面積の占める割合。

緑化協力員

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき、区と区民が一体となってみどりの保全や創出の推進、知識の普及、意識の啓発等の活動を行うため、公募区民の中から区長が委嘱するもの。

練馬区環境基本計画（素案）

発行：平成 22 年（2010 年）8 月

発行者：練馬区環境まちづくり事業本部環境部環境課

〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1

練馬区役所 本庁舎 18 階

電話 03(5984)4702（直通）

FAX 03(5984)1227

電子メール KANKYOU02@city.nerima.tokyo.jp